

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案 概要資料

1. 改正等の理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 15 号)等が改正されたため、県の関係基準条例の改正を行う。

2. 改正等の概要

(1)改正条例一覧

- ①児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例
- ②児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例
- ③児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例
- ④障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例
- ⑤障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例
- ⑥障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例
- ⑦障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例
- ⑧障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例
- ⑨障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例
- ⑩児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例
- ⑪障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(2)共通改正事項

①虐待防止対策の強化 【経過措置：令和 4 年 3 月 31 日までは努力義務】

事業者は、虐待の発生等を防止するため、その対策を検討する委員会を開催するとともに、従業者に対して研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

②感染症対策の強化 【経過措置：令和 6 年 3 月 31 日までは努力義務】

事業者は、感染症等の発生およびまん延の予防等のため、その対策を検討する委員会を開催するとともに、従業者に対して研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

**③業務継続に向けた取組の強化** 【経過措置：令和6年3月31日までは努力義務】

事業者は、感染症または非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定するとともに、定期的な研修および訓練等、必要な措置を講ずるものとする。

**④非常災害対策の強化**

事業者は、非常災害対策について、避難訓練等の実施に当たっては、地域住民との連携に努めるものとする。

**⑤ハラスメント対策の強化**

事業者は、ハラスメント対策を強化するため、ハラスメント防止の方針の明確化等、必要な措置を講ずるものとする。

**⑥身体的拘束等の適正化** 【経過措置：令和4年3月31日までは努力義務】

事業者は、身体的拘束等の適正化のため、その対策を検討する委員会を開催するとともに、指針の整備や研修の実施等の措置を講ずるものとする。

※身体的拘束等の適正化のみ、「地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例」、「福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例」を除く。

**(3)個別改正事項**

**①指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例**

**i 人員配置基準の改正**

指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者から障害福祉サービス経験者を削除する。

また、医療的ケアを必要とする障害児が指定児童発達支援事業所等を利用する場合には、当該事業所等に看護職員を置かなければならないものとする。

**②指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例**

**i 指定就労定着支援事業者との連絡調整**

指定生活介護事業者は、通常の事業所に新たに雇用された利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならないものとする。

**ii 自己評価の公表**

指定就労継続支援A型事業者は、厚生労働大臣が定める事項について自ら評価を行い、その結果を公表しなければならないものとする。

**③経過措置の延長**

**i 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例**

一定の福祉型障害児入所施設を指定障害者支援施設等とみなす特例について、現在、平成33年3月31日までとしていたものを、令和4年3月31日まで延長する。

**ii 指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例**

指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、個人単位で居宅介護等の利用を希望する場合の特例の期間を令和6年3月31日までに延長する。

**3. 施行日等**

令和3年4月1日施行。ただし、施行に際し必要な経過措置を定める。

## 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）による児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）等の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第6号）ほか10条例の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

(1) 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 指定児童発達支援事業所、基準該当指定児童発達支援事業所、指定放課後等デイサービス事業所および基準該当指定放課後等デイサービス事業所（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）に置くべき従業者から障害福祉サービス経験者を外すこととします。（第1条による改正後の別表第1および別表第3関係）

イ 指定児童発達支援事業所等において、日常生活および社会生活を営むために必要な医療的ケアを行う場合は、原則として看護職員を置かなければならないこととします。（第1条による改正後の別表第1および別表第3関係）

ウ 指定児童発達支援事業所等に置く児童指導員または保育士の総数に、機能訓練担当職員または看護職員（以下「機能訓練担当職員等」という。）を含める場合には、当該機能訓練担当職員等の数は、児童指導員または保育士の合計数を超えてはならないこととします。（第1条による改正後の別表第1および別表第3関係）

エ ハラスメントを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならないこととします。（第1条による改正後の別表第1から別表第5まで関係）

オ 児童発達支援計画等の作成に係る会議について、テレビ電話装置等を用いて行うことができることとします。（第1条による改正後の別表第1から別表第5まで関係）

カ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の適正化を図るための必要な措置を講じなければならないこととします。（第1条による改正後の別表第1から別表第5まで関係）

キ 運営規程等の重要事項を記載した書面を備え付け、かつ、いつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができることとします。（第1条による改正

後の別表第1から別表第5まで関係)

- ク 虐待の発生または再発を防止するための必要な措置を講じなければならないこととします。(第1条による改正後の別表第1から別表第5まで関係)
- ケ 感染症および食中毒の予防およびまん延を防止するための必要な措置を講じなければならないこととします。(第1条による改正後の別表第1から別表第5まで関係)
- コ 避難および消火に関する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととします。(第1条による改正後の別表第1から別表第3まで関係)
- サ 感染症または非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定するとともに、必要な措置を講じなければならないこととします。(第1条による改正後の別表第1から別表第5まで関係)

(2) 滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第7号)の一部改正

- ア 知的障害のある児童または盲ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設における児童指導員および保育士の総数を、おおむね障害児の数を4で除して得た数以上に改めることとします。(第2条による改正後の別表第1関係)
- イ 心理指導担当職員の資格の要件を追加することとします。(第2条による改正後の別表第1関係)
- ウ 入所支援計画の作成等に係る会議について、テレビ電話装置等を用いて行うことができることとします。(第2条による改正後の別表第1および別表第2関係)
- エ アからウまでに掲げるもののほか、2(1)エおよびカからサまでと同様の基準を定めることとします。(第2条による改正後の別表第1および別表第2関係)

(3) 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年滋賀県条例第64号)の一部改正

- ア 障害児入所施設等において、非常災害の発生の際に必要な設備を設け、非常災害に関する具体的な計画を作成するとともに、関係機関への通報および連絡体制の整備等を行わなければならないこととします。(第3条による改正後の別表第1関係)
- イ 知的障害のある児童または盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設における児童指導員および保育士の総数を、おおむね障害児の数を4で除して得た数以上に改めることとします。(第3条による改正後の別表第8関係)
- ウ 福祉型児童発達支援センター(主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。エにおいて同じ。)において、日常生活および社会生活を営むために必要な医療的ケアを行う場合は、原則として看護職員を置くこととします。(第3条による改正後の別表第10関係)
- エ 福祉型児童発達支援センターに置く児童指導員または保育士の総数に、機能訓練担当職員等を含める場合には、当該機能訓練担当職員等の数は、児童指導員または保育士の合計数を超えてはならないこととします。(第3条による改正後の別表第10関係)

オ アからエまでに掲げるもののほか、2(1)ケおよびサと同様の基準を定めることとします。(第3条による改正後の別表第1関係)

(4) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第8号)の一部改正

ア 指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、個人単位で居宅介護等の利用を希望する場合の特例の期間を令和6年3月31日までに延長することとします。(第4条による改正後の付則関係)

イ 身体的拘束等の適正化を図るための必要な措置を講じなければならないこととします。(第4条による改正後の別表第1から別表第5まで、別表第7から別表第11まで、別表第14および別表第16関係)

ウ 指定居宅介護事業者は、感染症の予防およびまん延を防止するための必要な措置を講じなければならないこととします。(第4条による改正後の別表第1、別表第5、別表第12および別表第13関係)

エ 指定療養介護事業者は、療養介護計画の作成等に係る会議について、テレビ電話装置等を用いて行うことができることとします。(第4条による改正後の別表第2、別表第3、別表第7から別表第11まで、別表第13、別表第14および別表第16関係)

オ 感染症および食中毒の予防およびまん延を防止するための必要な措置を講じなければならないこととします。(第4条による改正後の別表第2から別表第4まで、別表第7から別表第11まで、別表第14および別表第16関係)

カ 避難および消火に関する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととします。(第4条による改正後の別表第2から別表第4まで、別表第7から別表第11まで、別表第14および別表第16関係)

キ 指定生活介護事業者は、通常の事業所に新たに雇用された障害者が指定就労定着支援の利用を希望する場合は、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行うよう努めなければならないこととします。(第4条による改正後の別表第3関係)

ク 指定就労支援移行事業所に置くべき従業者のうち、就労支援員は常勤以外の者でも認められることとします。(第4条による改正後の別表第9関係)

ケ 指定就労移行支援事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならないこととします。(第4条による改正後の別表第9から別表第11まで関係)

コ 指定就労継続支援A型事業者は、運営状況に関し厚生労働大臣が定める事項について、自ら評価を行い、その結果を公表しなければならないこととします。(第4条による改正後の別表第10関係)

サ 指定就労定着支援事業者は、利用者への支援の提供の方法について、テレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法を追加することとします。(第4条による改正後の別表第12関係)

シ アからサまでに掲げるもののほか、2(1)エ、キ、クおよびサと同様の基準を定める

こととします。(第4条による改正後の別表第1から別表第14までおよび別表第16関係)

- (5) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第9号)の一部改正

ア 指定障害者支援施設において就労移行支援を提供する場合に置くべき従業者のうち、就労支援員は常勤以外の者でも認められることとします。(第5条の改正後の別表関係)

イ 施設障害福祉サービス計画の作成等に係る会議について、テレビ電話装置等を用いて行うことができることとします。(第5条による改正後の別表関係)

ウ 就労移行支援または就労継続支援B型の提供において、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならないこととします。(第5条による改正後の別表関係)

エ アからウまでに掲げるもののほか、2(1)エおよびカからサまでと同様の基準を定めることとします。(第5条による改正後の別表関係)

- (6) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第10号)の一部改正

ア 療養介護事業者は、療養介護計画の作成等に係る会議について、テレビ電話装置等を用いて行うことができることとします。(第6条による改正後の別表第1から別表第7まで関係)

イ 生活介護事業者等は、通常の事業所に新たに雇用された障害者が指定就労定着支援の利用を希望する場合は、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行うよう努めなければならないこととします。(第6条による改正後の別表第2から別表第4まで関係)

ウ 就労移行支援事業者等は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならないこととします。(第6条による改正後の別表第5から別表第7まで関係)

エ 就労継続支援A型事業者は、運営状況に関し厚生労働大臣が定める事項について、自ら評価を行い、その結果を公表しなければならないこととします。(第6条による改正後の別表第6関係)

オ アからエまでに掲げるもののほか、2(1)エ、カおよびクからサまでと同様の基準を定めることとします。(第6条による改正後の別表第1から別表第7まで関係)

- (7) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第11号)の一部改正

ア 地域活動支援センターの設置者は、サービスを適切に提供することができるよう職員の勤務体制を定めるとともに、その職員に対し、研修の機会を確保しなければならないこととします。(第7条による改正後の別表関係)

イ 地域活動支援センターのサービスの提供にあたり、当該地域活動支援センターの職

員によりサービスを提供しなければならないこととします。(第7条による改正後の別表関係)

ウ アおよびイに掲げるもののほか、2(1)エおよびクからサまでと同様の基準を定めることとします。(第7条による改正後の別表関係)

- (8) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第12号)の一部改正

ア 福祉ホームの設置者は、サービスを適切に提供することができるよう職員の勤務体制を定めるとともに、その職員に対し、研修の機会を確保しなければならないこととします。(第8条による改正後の別表関係)

イ 福祉ホームのサービスの提供にあたり、当該福祉ホームの職員によりサービスを提供しなければならないこととします。(第8条による改正後の別表関係)

ウ 感染症の予防およびまん延を防止するための必要な措置を講じなければならないこととします。(第8条による改正後の別表関係)

エ アからウまでに掲げるもののほか、2(1)エ、ク、コおよびサと同様の基準を定めることとします。(第8条による改正後の別表関係)

- (9) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第13号)の一部改正

ア 障害者支援施設において就労移行支援を提供する場合に置くべき従業者のうち、就労支援員は常勤以外の者でも認められることとします。(第9条の改正後の別表関係)

イ 施設障害福祉サービス計画の作成等に係る会議について、テレビ電話装置等を用いて行うことができることとします。(第9条による改正後の別表関係)

ウ 就労移行支援または就労継続支援B型の提供において、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならないこととします。(第9条による改正後の別表関係)

エ アからウまでに掲げるもののほか、2(1)エ、カおよびクからサまでと同様の基準を定めることとします。(第9条による改正後の別表関係)

- (10) 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(平成30年滋賀県条例第24号)の一部改正

一定の福祉型障害児入所施設を指定障害者支援施設等とみなす特例の期間を令和4年3月31日まで延長することとします。(第10条による改正後の付則関係)

- (11) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(平成30年滋賀県条例第3号)の一部改正

一定の指定障害者支援施設等を福祉型障害児入所施設とみなす特例の期間を令和4年3月31日まで延長することとします。(第11条による改正後の付則関係)

(12) その他

ア この条例は、令和3年4月1日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

ウ その他必要な規定の整備を行うこととします。



滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>本則および付則 省略 別表第1（第5条関係） 児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>1 指定児童発達支援の事業</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 従業者</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）</p> <p>(ア) (イ)に掲げる指定児童発達支援事業所以外の指定児童発達支援事業所</p> <p>a 指定児童発達支援事業者は、児童指導員（滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第64号）別表第7第2項第8号アからコまでのいずれかに該当する児童指導員をいう。以下同じ。）、保育士または学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）もしくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、障害福祉サービスに係る業務に従事した期間が2年以上であるもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）および児童発達支援管理責任者（障害児通所支援または障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定める</p>	<p>本則および付則 省略 別表第1（第5条関係） 児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>1 指定児童発達支援の事業</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 従業者</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）</p> <p>(ア) (イ)に掲げる指定児童発達支援事業所以外の指定児童発達支援事業所</p> <p>a 指定児童発達支援事業者は、児童指導員（滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第64号）別表第7第2項第8号アからコまでのいずれかに該当する児童指導員をいう。以下同じ。）または保育士および児童発達支援管理責任者（障害児通所支援または障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。）を置くこと。</p>
<p>者をいう。以下同じ。)を置くこと。</p> <p>b 指定児童発達支援の提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者の合計数は、指定児童発達支援の単位（指定児童発達支援であって、その提供が同時に1または複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）ごとに、次の(a)または(b)に掲げる障害児の数の区分に応じ、当該(a)または(b)に定める数以上とすること。この場合において、障害福祉サービス経験者の数は、児童指導員または保育士の合計数を超えてはならない。</p> <p>(a) 10人以下 2人</p> <p>(b) 11人以上 2人に、障害児の数が10人を超えて5人または5人に満たない端数を増すごとに1人を加えた数</p> <p>c 省略</p> <p>d 指定児童発達支援事業所において日常生活を営むために必要な機能訓練を提供する場合は、機能訓練を担当する職員（以下「機能訓練担当職員」という。）を置くこと。この場合において、機能訓練担当職員が、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たるときは、当該機能訓練担当職員の数を、(ア) bの児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。</p>	<p>b 指定児童発達支援の提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員または保育士の合計数は、指定児童発達支援の単位（指定児童発達支援であって、その提供が同時に1または複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）ごとに、次の(a)または(b)に掲げる障害児の数の区分に応じ、当該(a)または(b)に定める数以上とすること。</p> <p>(a) 10人以下 2人</p> <p>(b) 11人以上 2人に、障害児の数が10人を超えて5人または5人に満たない端数を増すごとに1人を加えた数</p> <p>c 省略</p> <p>d 指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むために必要な機能訓練を提供する場合は機能訓練を担当する職員（以下「機能訓練担当職員」という。）を、日常生活および社会生活を営むために必要な医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を行う場合は看護職員（保健師、助産師、看護師または准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置くこと。ただし、次に掲げる場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(a) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</p> <p>(b) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所で</p>

(新設)

e 省略

f 児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者および児童発達支援管理責任者のうち、それぞれ1人以上は、常勤の者とする。

(イ) 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所

a 指定児童発達支援事業者は、医師、看護職員（保健師、助産師、看護師または准看護師をいう。以下同じ。）、児童指導員または保育士、機能訓練担当職員および児童発達支援管理責任者を置くこと。

b 省略

ウ 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）

ある場合に限る。）において、医療的ケアのうち同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務を行う場合

(c) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち同法附則第3条第1項に規定する特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務を行う場合

e dの規定により、機能訓練担当職員または看護職員（以下「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たるときは、当該機能訓練担当職員等の数をbの児童指導員または保育士の合計数に含めることができる。この場合において、機能訓練担当職員等の数は、児童指導員または保育士の合計数を超えてはならない。

f 省略

g 児童指導員または保育士および児童発達支援管理責任者のうち、それぞれ1人以上は、常勤の者とする。

(イ) 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所

a 指定児童発達支援事業者は、医師、看護職員、児童指導員または保育士、機能訓練担当職員および児童発達支援管理責任者を置くこと。

b 省略

ウ 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）

(ア) (イ) および (ウ) に掲げる指定児童発達支援事業所以外の指定児童発達支援事業所

a~d 省略

e 指定児童発達支援事業所において日常生活を営むために必要な機能訓練を提供する場合には、機能訓練担当職員を置くこと。この場合において、当該機能訓練担当職員等の数は、cの児童指導員および保育士の総数に含めることができる。

(新設)

(ア) (イ) および (ウ) に掲げる指定児童発達支援事業所以外の指定児童発達支援事業所

a~d 省略

e 指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むために必要な機能訓練を提供する場合は機能訓練担当職員を、日常生活および社会生活を営むために必要な医療的ケアを行う場合は看護職員を、それぞれ置くこと。ただし、次に掲げる場合には、看護職員を置かないことができる。

(a) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

(b) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務を行う場合

(c) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち同法附則第3条第1項に規定する特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務を行う場合

f eの規定により、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数をcの児童指導員および保育士の総数に含めることができる。この場合において、機能訓練担当職員等の数は、児童指導員および保育士の合計数を超えてはならない。

(イ) 主として聴覚児を通わせる指定児童発達支援事業所

a 省略

b 指定児童発達支援事業所において日常生活を営むために必要な機能訓練を提供する場合には、機能訓練担当職員を置くこと。

c 省略

d 機能訓練担当職員の数は、機能訓練に必要な数とすること。

e aからdまでに定めるもののほか、主として聴覚児を通わせる指定児童発達支援事業所の従業者については、(ア) bからdまでの規定を準用する。この場合において、(ア) c中「および保育士」とあるのは、「保育士、言語聴覚士および機能訓練担当職員」と読み替えるものとする。

(ウ) 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所

aおよびb 省略

c aおよびbに定めるもののほか、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所の従業者については、(ア) bからdまでの規定を準用する。この場合において、(ア) c中「および保育士」とあるのは、「保育士、看護職員および機能訓練担当職員」と読み替えるものとする。

(エ) 省略

エ〜キ 省略

(新設)

(イ) 主として聴覚児を通わせる指定児童発達支援事業所

a 省略

b 指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むために必要な機能訓練を提供する場合は機能訓練担当職員を、日常生活および社会生活を営むために必要な医療的ケアを行う場合は看護職員を、それぞれ置くこと。ただし、(ア) e (a) から (c) までのいずれかに該当する場合は、看護職員を置かないことができる。

c 省略

d 機能訓練担当職員の数は、機能訓練に必要な数とし、看護職員の数は、医療的ケアを行うために必要な数とすること。

e aからdまでに定めるもののほか、主として聴覚児を通わせる指定児童発達支援事業所の従業者については、(ア) bからdまでの規定を準用する。この場合において、(ア) c中「および保育士」とあるのは、「保育士、言語聴覚士および機能訓練担当職員等」と読み替えるものとする。

(ウ) 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所

aおよびb 省略

c aおよびbに定めるもののほか、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所の従業者については、(ア) bからdまでの規定を準用する。この場合において、(ア) c中「および保育士」とあるのは、「保育士、看護職員および機能訓練担当職員」と読み替えるものとする。

(エ) 省略

エ〜キ 省略

ク 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背

(5)および(6) 省略

(7) 児童発達支援計画等

ア 省略

イ 児童発達支援管理責任者は、次に掲げるところにより、児童発達支援計画の作成等を行うこと。

(ア) ~ (エ) 省略

(オ) 利用者に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等による会議を開催し、児童発達支援計画の原案について、当該担当者等に対し意見を求めること。

(カ) ~ (サ) 省略

ウ 省略

エ 指定児童発達支援事業者は、次に掲げるところにより、児童発達支援計画に基づき、指定児童発達支援を提供すること。

(ア) ~ (カ) 省略

(新設)

景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

(5)および(6) 省略

(7) 児童発達支援計画等

ア 省略

イ 児童発達支援管理責任者は、次に掲げるところにより、児童発達支援計画の作成等を行うこと。

(ア) ~ (エ) 省略

(オ) 利用者に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等による会議を開催し、児童発達支援計画の原案について、当該担当者等に対し意見を求めること。この場合において、当該会議の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を用いて行うことができる。

(カ) ~ (サ) 省略

ウ 省略

エ 指定児童発達支援事業者は、次に掲げるところにより、児童発達支援計画に基づき、指定児童発達支援を提供すること。

(ア) ~ (カ) 省略

(キ) 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。

a 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

- (キ) 省略  
(8)～(10) 省略  
(11) 運営規程の整備等  
ア～エ 省略  
(新設)

- オおよびカ 省略  
(12) 人権への配慮等  
ア～ウ 省略  
エ 指定児童発達支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保すること。  
(新設)

- (13) 衛生管理  
ア 省略  
イ 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。

- (14) 省略  
(15) 非常災害対策  
ア～エ 省略  
オ 指定児童発達支援事業者は、非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めること。  
(新設)

- b 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。  
c 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的  
に実施すること。

- (ク) 省略  
(8)～(10) 省略  
(11) 運営規程の整備等  
ア～エ 省略

オ 指定児童発達支援事業者は、エに規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、エの規定による掲示に代えることができる。

- カおよびキ 省略  
(12) 人権への配慮等  
ア～ウ 省略

エ 指定児童発達支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずること。

オ 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

(ア) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

(イ) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(ウ) (ア) および (イ) に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

- (13) 衛生管理  
ア 指定児童発達支援事業者は、利用者の使用する設備、食器等または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずること。  
イ 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

(ア) 当該指定児童発達支援事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業者に周知すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

(イ) 当該指定児童発達支援事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する指針を整備すること。

(ウ) 従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練を定期的に行うこと。

- (14) 省略  
(15) 非常災害対策  
ア～エ 省略

オ 指定児童発達支援事業者は、エの訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

(15) の 2 業務継続計画の策定等

ア 指定児童発達支援事業者は、感染症または非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この号において「業

(16)～(20) 省略

(21) 連携等

ア～ウ 省略

エ 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、通常の事業の実施地域における障害児の福祉に関し、障害児もしくはその家族または保育所、学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）もしくは特別支援学校もしくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うよう努めること。

2 共生型児童発達支援の事業

(1) 前項第1号、第4号アおよびエならびに第5号から第21号までの規定は、児童発達支援に係る共生型通所支援（法第21条の5の17第1項の申請に係る法第21条の5の3第1項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。以下同じ。）（以下この項において「共生型児童発達支援」という。）の事業について準用する。

(2)～(4) 省略

3 基礎該当児童発達支援の事業

(1) 省略

(2) 従業者

ア 基礎該当児童発達支援事業者は、基礎該当児童発達支援事業所ごとに、児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者および児童発達支援管理責任者を置くこと。

イ 基礎該当児童発達支援の提供を行う時間帯を通じて専ら当該基礎該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者の合計数は、基礎該当児童発達支援の単位（基礎該当児童発達支援であって、その提供が同時に1または複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。）ごとに、次の（ア）または（イ）に掲げる障害児の数の区分に応じ、当該（ア）または（イ）に定める数以上とすること。この場合において、障害福祉サービス経験者の数は、児童指導員または保育士の合計数を超えてはならない。

（ア） 10人以下 2人

（イ） 11人以上 2人に、障害児の数が10人を超えて5人または5人に満たない個数を増すごとに1人を加えた数

ウ 省略

エ アからウまでに定めるもののほか、基礎該当児童発達支援の事業の従業者については、第1項第4号アおよびオからキまでの規定を準用する。

(3)～(6) 省略

別表第2（第5条関係）

医療型児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 省略

2 従業者

(1)～(4) 省略

務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。

イ 指定児童発達支援事業者は、業務継続計画を従業者に周知すること。

ウ 指定児童発達支援事業者は、定期的に研修および訓練を行うこと。

エ 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

(16)～(20) 省略

(21) 連携等

ア～ウ 省略

エ 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、通常の事業の実施地域における障害児の福祉に関し、障害児もしくはその家族または保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）もしくは特別支援学校もしくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うよう努めること。

2 共生型児童発達支援の事業

(1) 前項第1号、第4号アおよびエからクまでならびに第5号から第21号までの規定は、児童発達支援に係る共生型通所支援（法第21条の5の17第1項の申請に係る法第21条の5の3第1項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。以下同じ。）（以下この項において「共生型児童発達支援」という。）の事業について準用する。

(2)～(4) 省略

3 基礎該当児童発達支援の事業

(1) 省略

(2) 従業者

ア 基礎該当児童発達支援事業者は、基礎該当児童発達支援事業所ごとに、児童指導員または保育士および児童発達支援管理責任者を置くこと。

イ 基礎該当児童発達支援の提供を行う時間帯を通じて専ら当該基礎該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員または保育士の合計数は、基礎該当児童発達支援の単位（基礎該当児童発達支援であって、その提供が同時に1または複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。）ごとに、次の（ア）または（イ）に掲げる障害児の数の区分に応じ、当該（ア）または（イ）に定める数以上とすること。

（ア） 10人以下 2人

（イ） 11人以上 2人に、障害児の数が10人を超えて5人または5人に満たない個数を増すごとに1人を加えた数

ウ 省略

エ アからウまでに定めるもののほか、基礎該当児童発達支援の事業の従業者については、第1項第4号アおよびオからクまでの規定を準用する。

(3)～(6) 省略

別表第2（第5条関係）

医療型児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 省略

2 従業者

(1)～(4) 省略

(5) 前各号に定めるもののほか、指定医療型児童発達支援の事業の従業者については、別表第1第1項第4号アおよびオからキまでの規定を準用する。

### 3 運営規程の整備等

(1)～(4) 省略

(5) 前各号に定めるもののほか、指定医療型児童発達支援の事業の運営規程の整備等については、別表第1第1項第11号エの規定を準用する。

4 別表第1第1項第1号、第2号本文、第5号から第10号までおよび第12号から第21号(ウを除く。)までの規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同項第1号中「訓練」とあるのは「訓練ならびに治療」と、同項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第2第4項において準用する第11号ア」と、同項第6号ウ(イ)中「同じ。」とあるのは「同じ。」および当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療(食事療養(健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。)を除く。以下同じ。)に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額」と、同号ウ(ウ)中「費用(aに掲げる費用にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)」とあるのは「費用」と、同号オ中「障害児通所給付費の支給」とあるのは「障害児通所給付費または肢体不自由児通所医療費の支給」と、「障害児通所給付費の額」とあるのは「障害児通所給付費および肢体不自由児通所医療費の額」と、同項第7号および第16号イ(ア)中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第7号ウ(ア)中「第10号ア」とあるのは「別表第2第4項において準用する第10号ア」と、同号エ(キ)中「事業」とあるのは「内容」と、「利用者の保護者による評価を受けて常に」とあるのは「常に」と、「図ること。この場合において、指定児童発達支援事業者は、1年に1回以上、当該評価および改善の内容をインターネットの利用その他の適切な方法

(5) 前各号に定めるもののほか、指定医療型児童発達支援の事業の従業者については、別表第1第1項第4号アおよびオからクまでの規定を準用する。

### 3 運営規程の整備等

(1)～(4) 省略

(5) 前各号に定めるもののほか、指定医療型児童発達支援の事業の運営規程の整備等については、別表第1第1項第11号エおよびオの規定を準用する。

4 別表第1第1項第1号、第2号本文、第5号から第10号までおよび第12号から第21号(ウを除く。)までの規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同項第1号中「訓練」とあるのは「訓練ならびに治療」と、同項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第2第4項において準用する第11号ア」と、同項第6号ウ(イ)中「同じ。」とあるのは「同じ。」および当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療(食事療養(健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。)を除く。以下同じ。)に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額」と、同号ウ(ウ)中「費用(aに掲げる費用にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)」とあるのは「費用」と、同号オ中「障害児通所給付費の支給」とあるのは「障害児通所給付費または肢体不自由児通所医療費の支給」と、「障害児通所給付費の額」とあるのは「障害児通所給付費および肢体不自由児通所医療費の額」と、同項第7号および第16号イ(ア)中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第7号ウ(ア)中「第10号ア」とあるのは「別表第2第4項において準用する第10号ア」と、同号エ(ク)中「事業」とあるのは「内容」と、「利用者の保護者による評価を受けて常に」とあるのは「常に」と、「図ること。この場合において、指定児童発達支援事業者は、1年に1回以上、当該評価および改善の内容をインターネットの利用その他の適切な方法

により公表しなければならない」とあるのは「図ること」と、同項第14号オ中「医療機関」とあるのは「他の専門の医療機関」と、同項第16号イ(イ)中「第5号ク(ク)」とあるのは「別表第2第4項において準用する第5号ク(ク)」と、同号イ(ウ)中「第7号エ(カ)」とあるのは「別表第2第4項において準用する第7号エ(カ)」と、同号イ(エ)中「第19号イ」とあるのは「別表第2第4項において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「別表第2第4項において準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号イ」とあるのは「別表第2第4項において準用する第21号イ」と読み替えるものとする。

### 別表第3(第5条関係)

放課後等デイサービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

#### 1 省略

2 別表第1第1項第4号アおよびエ、第5号、第6号(ウ(ウ) aからcまでおよび(エ)を除く。)、第7号、第8号、第10号、第11号、第12号(ウを除く。)、第13号、第14号オおよびカならびに第15号から第21号(エを除く。)まで、同表第2項(第1号を除く。)ならびに前項第1号の規定は、共生型放課後等デイサービス(放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。)の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第3第2項において準用する第11号ア」と、同項第6号ウ(ウ)中「次のaからcまでに掲げる費用(aに掲げる費用にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)」とあるのは「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの」と、同号ウ(オ)中「(ウ) aからcまでに掲げる」とあるのは「(ウ)に規定する」と、同項第7号および第16号イ(ア)中「児童発達支援計画」とあ

により公表しなければならない」とあるのは「図ること」と、同項第14号オ中「医療機関」とあるのは「他の専門の医療機関」と、同項第16号イ(イ)中「第5号ク(ク)」とあるのは「別表第2第4項において準用する第5号ク(ク)」と、同号イ(ウ)中「第7号エ(カ)」とあるのは「別表第2第4項において準用する第7号エ(カ)」と、同号イ(エ)中「第19号イ」とあるのは「別表第2第4項において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「別表第2第4項において準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号イ」とあるのは「別表第2第4項において準用する第21号イ」と読み替えるものとする。

### 別表第3(第5条関係)

放課後等デイサービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

#### 1 省略

2 別表第1第1項第4号アおよびエからクまで、第5号、第6号(ウ(ウ) aからcまでおよび(エ)を除く。)、第7号、第8号、第10号、第11号、第12号(ウを除く。)、第13号、第14号オおよびカならびに第15号から第21号(エを除く。)まで、同表第2項(第1号を除く。)ならびに前項第1号の規定は、共生型放課後等デイサービス(放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。)の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第3第2項において準用する第11号ア」と、同項第6号ウ(ウ)中「次のaからcまでに掲げる費用(aに掲げる費用にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)」とあるのは「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの」と、同号ウ(オ)中「(ウ) aからcまでに掲げる」とあるのは「(ウ)に規定する」と、同項第7号および第16号イ(ア)中「児童発達支援計画」とあ

るのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第7号ウ(ア)中「第10号ア」とあるのは「別表第3第2項において準用する第10号ア」と、同項第16号イ(イ)中「第5号ク(ク)」とあるのは「別表第3第2項において準用する第5号ク(ク)」と、同号イ(ウ)中「第7号エ(カ)」とあるのは「別表第3第2項において準用する第7号エ(カ)」と、同号イ(エ)中「第19号イ」とあるのは「別表第3第2項において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「別表第3第2項において準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号イ」とあるのは「別表第3第2項において準用する第21号イ」と読み替えるものとする。

3 別表第1第1項第2号本文、第4号アおよびオからキまで、第5号、第6号ア、イ、ウ(ア)、(ウ)あからcまでおよび(エ)を除く。)およびカ、第7号、第8号、第10号、第11号、第12号(ウを除く。)、第13号、第14号オならびに第15号から第21号(エを除く。)まで、同表第3項(第2号エおよび第3号を除く。)ならびに第1項第1号の規定は、放課後等デイサービスに係る基礎該当通所支援の事業について準用する。この場合において、同表第1項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第3第3項において準用する第11号ア」と、同項第6号ウ(ウ)中「次のaからcまで掲げる費用(aに掲げる費用にあつては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)」とあるのは「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの」と、同号ウ(オ)中「(ウ)あからcまでに掲げる」とあるのは「(ウ)に規定する」と、同項第7号および第16号イ(ア)中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第7号ウ(ア)中「第10号ア」とあるのは「別表第3第3項において準用する第10号ア」と、同項第16号イ(イ)中「第5号ク(ク)」とあるのは「別表第3第3項において準用する第5号ク(ク)」と、同号イ(ウ)中「第7号エ(カ)」とあるのは「別表第3第3項において準用する第7号エ(カ)」と、同号イ(エ)

とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第7号ウ(ア)中「第10号ア」とあるのは「別表第3第2項において準用する第10号ア」と、同項第16号イ(イ)中「第5号ク(ク)」とあるのは「別表第3第2項において準用する第5号ク(ク)」と、同号イ(ウ)中「第7号エ(カ)」とあるのは「別表第3第2項において準用する第7号エ(カ)」と、同号イ(エ)中「第19号イ」とあるのは「別表第3第2項において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「別表第3第2項において準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号イ」とあるのは「別表第3第2項において準用する第21号イ」と読み替えるものとする。

3 別表第1第1項第2号本文、第4号アおよびオからクまで、第5号、第6号ア、イ、ウ(ア)、(ウ)あからcまでおよび(エ)を除く。)およびカ、第7号、第8号、第10号、第11号、第12号(ウを除く。)、第13号、第14号オならびに第15号から第21号(エを除く。)まで、同表第3項(第2号エおよび第3号を除く。)ならびに第1項第1号の規定は、放課後等デイサービスに係る基礎該当通所支援の事業について準用する。この場合において、同表第1項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第3第3項において準用する第11号ア」と、同項第6号ウ(ウ)中「次のaからcまで掲げる費用(aに掲げる費用にあつては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)」とあるのは「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの」と、同号ウ(オ)中「(ウ)あからcまでに掲げる」とあるのは「(ウ)に規定する」と、同項第7号および第16号イ(ア)中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第7号ウ(ア)中「第10号ア」とあるのは「別表第3第3項において準用する第10号ア」と、同項第16号イ(イ)中「第5号ク(ク)」とあるのは「別表第3第3項において準用する第5号ク(ク)」と、同号イ(ウ)中「第7号エ(カ)」とあるのは「別表第3第3項において準用する第7号エ(カ)」と、同号イ(エ)

中「第19号イ」とあるのは「別表第3第3項において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「別表第3第3項において準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号イ」とあるのは「別表第3第3項において準用する第21号イ」と読み替えるものとする。

#### 別表第4(第5条関係)

居宅訪問型児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 および 2 省略

3 従業者

(1) および (2) 省略

(3) 訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員もしくは保育士の資格を取得した日または児童指導員もしくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学の学部で心理学を専修する学科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、および当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務または日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、および当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練または職業教育に係る業務に3年以上従事した者であること。

(4) および (5) 省略

(6) 前各号に定めるもののほか、指定居宅訪問型児童発達支援の事業の従業者については、別表第1第1項第4号アおよびオから主までの規定を準用

中「第19号イ」とあるのは「別表第3第3項において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「別表第3第3項において準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号イ」とあるのは「別表第3第3項において準用する第21号イ」と読み替えるものとする。

#### 別表第4(第5条関係)

居宅訪問型児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 および 2 省略

3 従業者

(1) および (2) 省略

(3) 訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員もしくは保育士の資格を取得した日または児童指導員もしくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))もしくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、および当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務または日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、および当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練または職業教育に係る業務に3年以上従事した者であること。

(4) および (5) 省略

(6) 前各号に定めるもののほか、指定居宅訪問型児童発達支援の事業の従業者については、別表第1第1項第4号アおよびオからクまでの規定を準用

する。この場合において、同号アただし書中「ただし」とあるのは、「ただし、訪問支援員および児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と読み替えるものとする。

#### 4 および 5 省略

#### 6 運営規程の整備等

##### (1) および (2) 省略

(3) 前2号に定めるもののほか、指定居宅訪問型児童発達支援の事業の運営規程の整備等については、別表第1第1項第11号ウおよびエならびに別表第2第3項第3号および第4号の規定を準用する。

7 別表第1第1項第5号(ウを除く。)、第7号、第8号、第10号、第12号(ウを除く。)、第13号、第14号オおよびカ、第15号オならびに第16号から第21号(エを除く。)までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第4第6項第1号」と、同項第7号および第16号イ(ア)中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同項第7号ウ(ア)中「第10号ア」とあるのは「別表第4第7項において準用する第10号ア」と、同号エ(キ)中「事業」とあるのは「内容」と、「利用者の保護者による評価を受けて常に」とあるのは「常に」と、「図ること。この場合において、指定児童発達支援事業者は、1年に1回以上、当該評価および改善の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない」とあるのは「図ること」と、同項第16号イ(イ)中「第5号ク(ク)」とあるのは「別表第4第7項において準用する第5号ク(ク)」と、同号イ(ウ)中「第7号エ(カ)」とあるのは「別表第4第7項において準用する第7号エ(カ)」と、同号イ(エ)中「第19号イ」とあるのは「別表第4第7項において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「別表第4第7項において準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21

する。この場合において、同号アただし書中「ただし」とあるのは、「ただし、訪問支援員および児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と読み替えるものとする。

#### 4 および 5 省略

#### 6 運営規程の整備等

##### (1) および (2) 省略

(3) 前2号に定めるもののほか、指定居宅訪問型児童発達支援の事業の運営規程の整備等については、別表第1第1項第11号ウからオまでならびに別表第2第3項第3号および第4号の規定を準用する。

7 別表第1第1項第5号(ウを除く。)、第7号、第8号、第10号、第12号(ウを除く。)、第13号、第14号オおよびカならびに第15号の2から第21号(エを除く。)までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第4第6項第1号」と、同項第7号および第16号イ(ア)中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同項第7号ウ(ア)中「第10号ア」とあるのは「別表第4第7項において準用する第10号ア」と、同号エ(ク)中「事業」とあるのは「内容」と、「利用者の保護者による評価を受けて常に」とあるのは「常に」と、「図ること。この場合において、指定児童発達支援事業者は、1年に1回以上、当該評価および改善の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない」とあるのは「図ること」と、同項第16号イ(イ)中「第5号ク(ク)」とあるのは「別表第4第7項において準用する第5号ク(ク)」と、同号イ(ウ)中「第7号エ(カ)」とあるのは「別表第4第7項において準用する第7号エ(カ)」と、同号イ(エ)中「第19号イ」とあるのは「別表第4第7項において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「別表第4第7項において準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号イ

号イ」とあるのは「別表第4第7項において準用する第21号イ」と読み替えるものとする。

#### 別表第5 (第5条関係)

保育所等訪問支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

#### 1 省略

#### 2 従業者

##### (1)～(4) 省略

(5) 前各号に定めるもののほか、指定保育所等訪問支援の事業の従業者については、別表第1第1項第4号アおよびオからキまでの規定を準用する。この場合において、同号アただし書中「ただし」とあるのは、「ただし、訪問支援員および児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と読み替えるものとする。

3 別表第1第1項第5号(ウを除く。)、第6号エからカまで、第7号、第8号、第10号、第11号ウおよびエ、第12号(ウを除く。)、第13号、第14号オおよびカ、第15号オ、第16号から第20号までならびに第21号アおよびイ、別表第2第3項第3号および第4号ならびに別表第4第2項、第4項、第5項第1号ならびに第6項第1号および第2号の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第5第3項において準用する別表第4第6項第1号」と、同項第7号および第16号イ(ア)中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同項第7号ウ(ア)中「第10号ア」とあるのは「別表第5第3項において準用する第10号ア」と、同号エ(キ)中「事業」とあるのは「内容」と、「利用者の保護者による評価を受けて常に」とあるのは「常に」と、「図ること。この場合において、指定児童発達支援事業者は、1年に1回以上、当該評価および改善の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない」とあるのは「図る

とあるのは「別表第4第7項において準用する第21号イ」と読み替えるものとする。

#### 別表第5 (第5条関係)

保育所等訪問支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

#### 1 省略

#### 2 従業者

##### (1)～(4) 省略

(5) 前各号に定めるもののほか、指定保育所等訪問支援の事業の従業者については、別表第1第1項第4号アおよびオからクまでの規定を準用する。この場合において、同号アただし書中「ただし」とあるのは、「ただし、訪問支援員および児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と読み替えるものとする。

3 別表第1第1項第5号(ウを除く。)、第6号エからカまで、第7号、第8号、第10号、第11号ウからオまで、第12号(ウを除く。)、第13号、第14号オおよびカ、第15号の2から第20号までならびに第21号アおよびイ、別表第2第3項第3号および第4号ならびに別表第4第2項、第4項、第5項第1号ならびに第6項第1号および第2号の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第5第3項において準用する別表第4第6項第1号」と、同項第7号および第16号イ(ア)中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同項第7号ウ(ア)中「第10号ア」とあるのは「別表第5第3項において準用する第10号ア」と、同号エ(ク)中「事業」とあるのは「内容」と、「利用者の保護者による評価を受けて常に」とあるのは「常に」と、「図ること。この場合において、指定児童発達支援事業者は、1年に1回以上、当該評価および改善の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない」とあるのは「図ること」と、



こと」と、同項第16号イ(イ)中「第5号ク(ク)」とあるのは「別表第5第3項において準用する第5号ク(ク)」と、同号イ(ウ)中「第7号エ(カ)」とあるのは「別表第5第3項において準用する第7号エ(カ)」と、同号イ(エ)中「第19号イ」とあるのは「別表第5第3項において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「別表第5第3項において準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号イ」とあるのは「別表第5第3項において準用する第21号イ」と読み替えるものとする。

別表第6(第5条関係)

多機能型に関する特例

1および2 省略

3 従業者の数に関する特例

(1) 省略

(2) 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所(第5条第1項各号に掲げる事業のみを行う多機能型事業所を除く。)の従業者(管理者、嘱託医および児童発達支援管理責任者を除く。)のうち1人以上は、別表第1第1項第4号イ(ア)イ(別表第3第1項第2号において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、常勤の者とすることができる。

同項第16号イ(イ)中「第5号ク(ク)」とあるのは「別表第5第3項において準用する第5号ク(ク)」と、同号イ(ウ)中「第7号エ(カ)」とあるのは「別表第5第3項において準用する第7号エ(カ)」と、同号イ(エ)中「第19号イ」とあるのは「別表第5第3項において準用する第20号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「別表第5第3項において準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号イ」とあるのは「別表第5第3項において準用する第21号イ」と読み替えるものとする。

別表第6(第5条関係)

多機能型に関する特例

1および2 省略

3 従業者の数に関する特例

(1) 省略

(2) 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所(第5条第1項各号に掲げる事業のみを行う多機能型事業所を除く。)の従業者(管理者、嘱託医および児童発達支援管理責任者を除く。)のうち1人以上は、別表第1第1項第4号イ(ア)イ(別表第3第1項第2号において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、常勤の者とすることができる。

滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>本則および付則 省略</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <p>指定福祉型障害児入所施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>1 省略</p> <p>2 従業者</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。以下この号において同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設</p> <p>アおよびイ 省略</p> <p>ウ 児童指導員および保育士の総数は、おおむね障害児の数を4.3で除して得た数（入所させる障害児の数が30人以下である指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該除して得た数に1人を加えた数）以上とすること。</p> <p>エ 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 主として盲ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設</p> <p>ア 児童指導員および保育士の総数は、次の(ア)または(イ)に掲げる障害児の区分に応じ、当該(ア)または(イ)に定める数を合計した数（入所させる障害児の数が35人以下である指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該合計した数に1人を加えた数）以上とするこ</p>	<p>本則および付則 省略</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <p>指定福祉型障害児入所施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>1 省略</p> <p>2 従業者</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。以下この号において同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設</p> <p>アおよびイ 省略</p> <p>ウ 児童指導員および保育士の総数は、おおむね障害児の数を4で除して得た数（入所させる障害児の数が30人以下である指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該除して得た数に1人を加えた数）以上とすること。</p> <p>エ 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 主として盲ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設</p> <p>ア 児童指導員および保育士の総数は、<u>おおむね障害児の数を4で除して得た数（入所させる障害児の数が35人以下である指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に1人を加えた数）以上とすること。</u></p>
<p>と。</p> <p><u>(ア) 乳幼児 おおむね乳幼児の数を4で除して得た数</u></p> <p><u>(イ) 少年 おおむね少年の数を5で除して得た数</u></p> <p>イ 省略</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>イ 省略</p>
<p>(5)および(6) 省略</p> <p>(新設)</p>	<p>(5)および(6) 省略</p>
<p>(7)～(10) 省略</p> <p>(新設)</p>	<p>(6)の2 <u>前号の心理指導担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）もしくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者とする。</u></p> <p>(7)～(10) 省略</p>
<p>3および4 省略</p>	<p>(11) <u>設置者は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。</u></p>
<p>5 入所支援計画等</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者は、次に掲げるところにより、入所支援計画の作成等を行うこと。</p> <p>ア～エ 省略</p>	<p>5 入所支援計画等</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者は、次に掲げるところにより、入所支援計画の作成等を行うこと。</p> <p>ア</p>
<p>オ 利用者に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等による会議を開催し、入所支援計画の原案について、当該担当者等に対し意見を求めること。</p>	<p>オ 利用者に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等による会議を開催し、入所支援計画の原案について、当該担当者等に対し意見を求めること。<u>この場合において、当該会議の開催は、テレビ電話装置を</u></p>

カ～サ 省略

(3) 省略

(4) 設置者は、次に掲げるところにより、入所支援計画に基づき、指定入所支援を提供すること。

ア～カ 省略

(新設)

キ 省略

6～8 省略

9 運営規程の整備等

(1)～(4) 省略

(新設)

(5)および(6) 省略

10 人権への配慮等

(1)～(3) 省略

他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を用いて行うことができる。

カ～サ 省略

(3) 省略

(4) 設置者は、次に掲げるところにより、入所支援計画に基づき、指定入所支援を提供すること。

ア～カ 省略

キ 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。

(ア) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

(イ) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(ウ) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

ク 省略

6～8

9 運営規程の整備等

(1)～(4)

(6) 設置者は、前号に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同号の規定による掲示に代えることができる。

(6)および(7) 省略

10 人権への配慮等

(1)～(3) 省略

(4) 設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保すること。

(新設)

11 衛生管理等

(1) 省略

(2) 設置者は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。

(4) 設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずること。

(6) 設置者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

イ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

ウ アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

11 衛生管理等

(1) 省略

(2) 設置者は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業者に周知すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

イ 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する指針を整備すること。

ウ 従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練を定

(3) 省略

12 省略

13 非常災害対策

(1)～(4) 省略

(5) 設置者は、非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めること。

(新設)

14 記録の整備

(1) 省略

(2) 設置者は、次に掲げる記録を整備し、指定入所支援を提供した日から5年間保存すること。

ア～ウ 省略

エ 第17項第2号の規定による事故の状況および当該事故に際して講じた措置の記録

期的に行うこと。

(3) 省略

12 省略

13 非常災害対策

(1)～(4) 省略

(5) 設置者は、前号の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

14 業務継続計画の策定等

(1) 設置者は、感染症または非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この項において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。

(2) 管理者は、業務継続計画を従業者に周知すること。

(3) 管理者は、定期的に研修および訓練を行うこと。

(4) 設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

15 記録の整備

(1) 省略

(2) 設置者は、次に掲げる記録を整備し、指定入所支援を提供した日から5年間保存すること。

ア～ウ 省略

エ 第18項第2号の規定による事故の状況および当該事故に際して講じた措置の記録

オ 第18項第2号の規定による苦情の内容等の記録

カ 第19項第2号の規定による都道府県への通知の記録

15～19 省略

別表第2（第5条関係）

指定医療型障害児入所施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 省略

2 従業者

(1)～(6) 省略

(6) 前各号に定めるもののほか、指定医療型障害児入所施設の従業者については、別表第1第2項第1号および第8号から第10号までの規定を準用する。

3 指定医療型障害児入所施設（主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設を除く。）の設置者は、あらかじめ、適当な歯科に係る医療機関との協力体制を整備するよう努めること。

4 別表第1第3項、第4項（第3号ウ（ア）を除く。）から第9項（第3号および第6号を除く。）までおよび第10項から第19項（第3号および第4号を除く。）までの規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、同表第3項第1号中「第9項第1号」とあるのは「別表第2第4項において準用する第9項第1号」と、同表第4項第3号イ中「の支払」とあるのは「および当該障害児入所支援のうち障害児入所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額の支払」と、同号ウ中「（ア）から（ウ）まで」とあるのは「（イ）および（ウ）」と、同号ウ（ウ）中「（ア）および（イ）」とあるのは「（イ）」と、同号オ中「ウ（ア）から（ウ）まで」とあるのは「ウ（イ）および（ウ）」と、同項第5号中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費または障害児入

オ 第19項第2号の規定による苦情の内容等の記録

カ 第20項第2号の規定による都道府県への通知の記録

16～20 省略

別表第2（第5条関係）

指定医療型障害児入所施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 省略

2 従業者

(1)～(6) 省略

(6) 前各号に定めるもののほか、指定医療型障害児入所施設の従業者については、別表第1第2項第1号および第8号から第11号までの規定を準用する。

3 指定医療型障害児入所施設（主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設を除く。）の設置者は、あらかじめ、適当な歯科に係る医療機関との協力体制を整備するよう努めること。

4 別表第1第3項、第4項（第3号ウ（ア）を除く。）から第9項（第3号および第7号を除く。）までおよび第10項から第20項（第3号および第4号を除く。）までの規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、同表第3項第1号中「第9項第1号」とあるのは「別表第2第4項において準用する第9項第1号」と、同表第4項第3号イ中「の支払」とあるのは「および当該障害児入所支援のうち障害児入所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額の支払」と、同号ウ中「（ア）から（ウ）まで」とあるのは「（イ）および（ウ）」と、同号ウ（ウ）中「（ア）および（イ）」とあるのは「（イ）」と、同号オ中「ウ（ア）から（ウ）まで」とあるのは「ウ（イ）および（ウ）」と、同項第5号中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費または障害児入

所医療費」と、同表第5項第3号イ中「第8項第1号」とあるのは「別表第2第4項において準用する第8項第1号」と、同表第12項第5号中「医療機関」とあるのは「他の専門の医療機関」と、同表第14項第2号イ中「第3項第10号エ」とあるのは「別表第2第4項において準用する第3項第10号エ」と、同号ウ中「第5項第4号カ」とあるのは「別表第2第4項において準用する第5項第4号カ」と、同号エ中「第17項第2号」とあるのは「別表第2第4項において準用する第17項第2号」と、同号オ中「第18項第2号」とあるのは「別表第2第4項において準用する第18項第2号」と、同号カ中「第19項第2号」とあるのは「別表第2第4項において読み替えて準用する第19項第2号」と、同表第19項第2号中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費および障害児入所医療費」と読み替えるものとする。

所医療費」と、同表第5項第3号イ中「第8項第1号」とあるのは「別表第2第4項において準用する第8項第1号」と、同表第12項第5号中「医療機関」とあるのは「他の専門の医療機関」と、同表第15項第2号イ中「第3項第10号エ」とあるのは「別表第2第4項において準用する第3項第10号エ」と、同号ウ中「第5項第4号カ」とあるのは「別表第2第4項において準用する第5項第4号カ」と、同号エ中「第18項第2号」とあるのは「別表第2第4項において準用する第18項第2号」と、同号オ中「第19項第2号」とあるのは「別表第2第4項において準用する第19項第2号」と、同号カ中「第20項第2号」とあるのは「別表第2第4項において読み替えて準用する第20項第2号」と、同表第20項第2号中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費および障害児入所医療費」と読み替えるものとする。

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>本則および付則 省略 別表第1（第6条関係） 1～4 省略 5 衛生管理等</p> <p>(1) 設置者は、入所者の使用する設備、食器等または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 省略 (新設)</p>	<p>本則および付則 省略 別表第1（第6条関係） 1～4 省略 5 衛生管理等</p> <p>(1) 設置者（障害児入所施設および児童発達支援センター（以下「障害児入所施設等」という。）の設置者を除く。次号において同じ。）は、入所者の使用する設備、食器等または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 設置者（障害児入所施設等の設置者に限る。）は、当該障害児入所施設等において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア 当該障害児入所施設等における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を職員に周知すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を用いて行うことができる。</p> <p>イ 当該障害児入所施設等における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する指針を整備すること。</p>
<p>(3)および(4) 省略</p> <p>6 非常災害対策</p> <p>(1) 設置者は、消火用具、非常口その他非常災害の発生の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を作成し、これに対して不断の注意および訓練をするよう努めること。</p> <p>(2) 前号の訓練のうち、避難および消火に関する訓練は、少なくとも毎月1回行うこと。</p> <p>(3) 設置者は、非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めること。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>ウ 職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練を定期的に行うこと。</p> <p>(4)および(5) 省略</p> <p>6 非常災害対策</p> <p>(1) 設置者（障害児入所施設等の設置者を除く。）は、消火用具、非常口その他非常災害の発生の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を作成し、これに対して不断の注意および訓練をするよう努めること。</p> <p>(2) 前号の訓練のうち、避難および消火に関する訓練は、少なくとも毎月1回行うこと。</p> <p>(3) 設置者（障害児入所施設等の設置者に限る。第7号において同じ。）は、消火用具、非常口その他非常災害の発生の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を作成すること。</p> <p>(4) 施設長（障害児入所施設等の施設長に限る。以下この項において同じ。）は、非常災害の発生の際の関係機関への通報および連絡の体制を整備すること。</p> <p>(5) 施設長は、第3号の計画ならびに前号の通報および連絡の体制を職員に周知すること。</p> <p>(6) 施設長は、避難および消火に関する訓練を毎月1回、救出その他必要な訓練を定期的に行うこと。</p> <p>(7) 設置者は、前号の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得ら</p>

(新設)

7～14 省略

別表第2 省略

別表第3 (第6条関係)

乳児院の設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1) 前項第1号の乳児院

ア～キ 省略

れるよう連携に努めること。

7 業務継続計画の策定等

(1) 設置者(障害児入所施設等の設置者に限る。第4号において同じ。)は、感染症または非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援または児童発達支援の提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この項において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。

(2) 施設長(障害児入所施設等の施設長に限る。次号において同じ。)は、業務継続計画を職員に周知すること。

(3) 施設長は、定期的に研修および訓練を行うこと。

(4) 設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

8～15 省略

別表第2 省略

別表第3 (第6条関係)

乳児院の設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1) 前項第1号の乳児院

ア～キ 省略

ク 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号))の規定による大学を含む。別表第6第2項第2号カ(ア)、別表第7第2項第8号エ、別表第12第2項第5号および別表第13第1項第6号エにおいて同じ。)(短期大学を除く。))において、心理学を専修する学科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者とする。

(2)～(6) 省略

3および4 省略

5 養育等

(1) 省略

(2) 養育の内容は、乳幼児の年齢および発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排せつ、もく浴、入浴、外気浴、睡眠、遊びおよび運動のほか、健康状態の把握、別表第1第8項第1号に規定する健康診断および必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。

(3) 省略

6および7 省略

別表第4 省略

別表第5 (第6条関係)

ク 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号))の規定による大学を含む。別表第6第2項第2号カ(ア)、別表第7第2項第8号エ、別表第12第2項第5号および別表第13第1項第6号エにおいて同じ。)(短期大学を除く。))もしくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者とする。

(2)～(5) 省略

3および4 省略

5 養育等

(1) 省略

(2) 養育の内容は、乳幼児の年齢および発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排せつ、もく浴、入浴、外気浴、睡眠、遊びおよび運動のほか、健康状態の把握、別表第1第9項第1号に規定する健康診断および必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。

(3) 省略

6および7 省略

別表第4 省略

別表第5 (第6条関係)

保育所の設備および運営に関する基準

1 設備

(1)～(4) 省略

(5) 次に掲げる要件を満たす保育所の設置者は、別表第1第7項第1号の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所の設置者は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な加熱、保存等の機能を有する調理用器具を備えなければならない。

ア～エ 省略

(6) 市町が、その設定する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「特区法」という。）第2条第1項に規定する構造改革特別区域内における保育所（市町が設置するものに限る。以下この号において同じ。）について、特区法第4条第9項の内閣総理大臣の認定（特区法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所は、別表第1第7項第1号の規定にかかわらず、当該保育所の乳児または満3歳に満たない幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合においては、前号後段の規定を準用する。

2～7 省略

保育所の設備および運営に関する基準

1 設備

(1)～(4) 省略

(5) 次に掲げる要件を満たす保育所の設置者は、別表第1第8項第1号の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所の設置者は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な加熱、保存等の機能を有する調理用器具を備えなければならない。

ア～エ 省略

(6) 市町が、その設定する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「特区法」という。）第2条第1項に規定する構造改革特別区域内における保育所（市町が設置するものに限る。以下この号において同じ。）について、特区法第4条第9項の内閣総理大臣の認定（特区法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所は、別表第1第8項第1号の規定にかかわらず、当該保育所の乳児または満3歳に満たない幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合においては、前号後段の規定を準用する。

2～7 省略

別表第6および別表第7 省略

別表第8（第6条関係）

福祉型障害児入所施設の設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1) 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。以下この号において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設

ア 省略

イ 児童指導員および保育士の総数は、おおむね児童等の数を4.3で除して得た数（入所させる児童等の数が30人以下である福祉型障害児入所施設にあっては、当該除して得た数に1人を加えた数）以上とすること。

ウ 省略

(2) 省略

(3) 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

ア 児童指導員および保育士の総数は、次の(ア)または(イ)に掲げる児童の区分に応じ、当該(ア)または(イ)に定める数を合計した数（入所させる児童等の数が35人以下である福祉型障害児入所施設にあっては、当該合計した数に1人を加えた数）以上とすること。

別表第6および別表第7 省略

別表第8（第6条関係）

福祉型障害児入所施設の設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1) 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。以下この号において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設

ア 省略

イ 児童指導員および保育士の総数は、おおむね児童等の数を4で除して得た数（入所させる児童等の数が30人以下である福祉型障害児入所施設にあっては、当該除して得た数に1人を加えた数）以上とすること。

ウ 省略

(2) 省略

(3) 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

ア 児童指導員および保育士の総数は、おおむね児童等の数を4で除して得た数（入所させる児童等の数が35人以下である福祉型障害児入所施設にあっては、当該除して得た数に1人を加えた数）以上とすること。



(ア) 乳幼児 おおむね乳幼児の数を4で除して得た数

(イ) 少年 おおむね少年の数を5で除して得た数

イおよびウ 省略

(4)および(5) 省略

(6) 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者とする。

3～6 省略

7 健康診断

(1) 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設においては、別表第1第8項第1号の入所時の健康診断に当たり、障害の原因および機能障害の状況を診断すること。

(2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、別表第1第8項第1号の入所時の健康診断に当たり、肢体の機能障害の原因およびその状況を診断すること。

8 省略

別表第9 省略

別表第10（第6条関係）

（一部改正〔平成30年条例24号〕）

(削除)

(削除)

イおよびウ 省略

(4)および(5) 省略

(6) 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）もしくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者とする。

3～6 省略

7 健康診断

(1) 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設においては、別表第1第9項第1号の入所時の健康診断に当たり、障害の原因および機能障害の状況を診断すること。

(2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、別表第1第9項第1号の入所時の健康診断に当たり、肢体の機能障害の原因およびその状況を診断すること。

8 省略

別表第9 省略

別表第10（第6条関係）

（一部改正〔平成30年条例24号〕）

福祉型児童発達支援センターの設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1) 福祉型児童発達支援センター（主として聴覚児を通わせる福祉型児童発達支援センターおよび主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）

ア 省略

イ 福祉型児童発達支援センターの設置者は、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置くこと。

(新設)

(新設)

福祉型児童発達支援センターの設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1) 福祉型児童発達支援センター（主として聴覚児を通わせる福祉型児童発達支援センターおよび主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）

ア 省略

イ 福祉型児童発達支援センターの設置者は、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練を担当する職員（以下この項において「機能訓練担当職員」という。）を、日常生活および社会生活を営むために必要な医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下イにおいて同じ。）を行う場合には看護職員を、それぞれ置くこと。ただし、次に掲げる場合には、看護職員を置かないことができる。

(ア) 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

(イ) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等のみを必要とする障害児

(新設)

ウ 児童指導員、保育士および機能訓練担当職員の総数は、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とすること。

エ 省略

(2) 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター

ア 省略

イ 児童指導員、保育士、言語聴覚士および機能訓練担当職員の総数は、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とすること。

ウおよびエ 省略

(3) 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター

ア 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター

に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として同法第48条の3第1項に規定する<sup>がた</sup>障害吸引等業務を行う場合

(ウ) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち同法附則第3条第1項に規定する特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務を行う場合

ウ 児童指導員、保育士、機能訓練担当職員および看護職員の総数は、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とすること。この場合において、機能訓練担当職員および看護職員の合計数は、児童指導員および保育士の合計数を超えてはならない。

エ 省略

(2) 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター

ア 省略

イ 児童指導員、保育士、言語聴覚士、機能訓練担当職員および看護職員の総数は、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とすること。

ウおよびエ 省略

(3) 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター

ア 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター

一の設置者は、第1号アおよびイに規定する職員および看護職員を置くこと。ただし、通わせる児童の数が40人以下である福祉型児童発達支援センターにあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する福祉型児童発達支援センターにあっては調理員を、それぞれ置かないことができる。

イおよびウ 省略

エ アからウまでに定めるもののほか、主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの職員については、別表第9第2項第3号イの規定を準用する。

3 省略

4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの長は、別表第1第8項第1号の入所時の健康診断に当たり、難聴の原因および機能障害の状況を診断すること。

5 省略

別表第11 省略

2 設置者は、診療所として必要な職員のほか、児童指導員、保育士、看護師、理学療法士または作業療法士および児童発達支援管理責任者を置くこと。

別表第12（第6条関係）

一の設置者は、第1号アに規定する職員および看護職員を置くこと。ただし、通わせる児童の数が40人以下である福祉型児童発達支援センターにあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する福祉型児童発達支援センターにあっては調理員を、それぞれ置かないことができる。

イ 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの設置者は、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置くこと。

ウおよびエ 省略

オ アからエまでに定めるもののほか、主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの職員については、別表第9第2項第3号イの規定を準用する。

3 省略

4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの長は、別表第1第9項第1号の入所時の健康診断に当たり、難聴の原因および機能障害の状況を診断すること。

5 省略

別表第11 省略

2 設置者は、診療所として必要な職員のほか、児童指導員、保育士、看護師、理学療法士または作業療法士および児童発達支援管理責任者を置くこと。

別表第12（第6条関係）

児童心理治療施設の設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1)～(4) 省略

(5) 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）において、心理学を専修する学科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者または同法の規定による大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者であって、個人および集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものとする。

(6) 省略

3～5 省略

以下 省略

児童心理治療施設の設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1)～(4) 省略

(5) 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）もしくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者または同法の規定による大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者であって、個人および集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものとする。

(6) 省略

3～5 省略

以下 省略

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 別表第14第1項第1号に規定する指定共同生活援助事業者または同表第3項第1号に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下付則第12項までにおいて「指定共同生活援助事業者等」という。）は、その行う指定共同生活援助等（同表第1項第1号に規定する指定共同生活援助または同表第3項第1号に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。以下付則第12項までにおいて同じ。）の事業が次の各号のいずれにも該当すると知事が認めるときは、同表第1項第2号ア（同表第3項第5号において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成37年3月31日までの間、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助等の事業を行うことができる。</p> <p>(1)および(2) 省略</p> <p>5～12 省略</p> <p>13 別表第14第1項第2号ウに規定する指定共同生活援助事業所または同表第2項第3号ウに規定する日中サービス支援型指定共同生活援助</p>	<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 別表第14第1項第1号に規定する指定共同生活援助事業者または同表第3項第1号に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下付則第12項までにおいて「指定共同生活援助事業者等」という。）は、その行う指定共同生活援助等（同表第1項第1号に規定する指定共同生活援助または同表第3項第1号に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。以下付則第12項までにおいて同じ。）の事業が次の各号のいずれにも該当すると知事が認めるときは、同表第1項第2号ア（同表第3項第5号において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、令和7年3月31日までの間、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助等の事業を行うことができる。</p> <p>(1) および(2) 省略</p> <p>5～12 省略</p> <p>13 別表第14第1項第2号ウに規定する指定共同生活援助事業所または同表第2項第3号ウに規定する日中サービス支援型指定共同生活援助</p>

事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護または行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。）第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5または同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居において、当該指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護または重度訪問介護の利用を希望する場合については、同表第1項第7号ウおよび第2項第5号エの規定は、平成33年3月31日までの間は、適用しない。

14 別表第14第1項第2号ウに規定する指定共同生活援助事業所または同表第2項第3号ウに規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5または同条第7号に規定する区分6に該当する者が、共同生活住居において、当該指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体に係る介護に限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、同表第1項第7号ウおよび第2項第5号エの規定は、平成33年3月31日までの間は、適用しない。

(1) および(2) 省略

別表第1（第4条関係）

事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護または行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。）第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5または同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居において、当該指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護または重度訪問介護の利用を希望する場合については、同表第1項第7号ウおよび第2項第5号エの規定は、令和6年3月31日までの間は、適用しない。

14 別表第14第1項第2号ウに規定する指定共同生活援助事業所または同表第2項第3号ウに規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5または同条第7号に規定する区分6に該当する者が、共同生活住居において、当該指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体に係る介護に限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、同表第1項第7号ウおよび第2項第5号エの規定は、令和6年3月31日までの間は、適用しない。

(1) および(2) 省略

別表第1（第4条関係）

居宅介護、重度訪問介護、同行援護および行動援護の事業の従業者  
ならびに設備および運営に関する基準

1 指定居宅介護の事業

(1)および(2) 省略

(3) 従業者

ア～ク 省略

(新設)

(4)および(5) 省略

(6) 居宅介護計画等

ア～ウ 省略

エ 指定居宅介護事業者は、次に掲げるところにより、居宅介護計  
画に基づき、指定居宅介護を提供すること。

(ア)～(カ) 省略

(新設)

(新設)

(新設)

(キ) 省略

(7) 運営規程の整備等

ア～エ 省略

(新設)

オおよびカ 省略

(8) 人権への配慮等

居宅介護、重度訪問介護、同行援護および行動援護の事業の従業者  
ならびに設備および運営に関する基準

1 指定居宅介護の事業

(1)および(2) 省略

(3) 従業者

ア～ク 省略

ケ 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する  
観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係  
を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたも  
のにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針  
の明確化等の必要な措置を講ずること。

(4)および(5) 省略

(6) 居宅介護計画等

ア～ウ 省略

エ 指定居宅介護事業者は、次に掲げるところにより、居宅介護計  
画に基づき、指定居宅介護を提供すること。

(ア)～(カ) 省略

(キ) 利用者または他の利用者の生命または身体を保護するた  
め緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者  
の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行  
わないこと。

(ク) 身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、そ  
の際の利用者の心身の状況ならびに緊急かつやむを得ない理由  
その他必要な事項を記録すること。

(ケ) 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講  
ずること。

a 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定  
期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知  
徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、  
テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装  
置等」という。）を用いて行うことができる。

b 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

c 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期  
的に実施すること。

(三) 省略

(7) 運営規程の整備等

ア～エ 省略

オ 指定居宅介護事業者は、エに規定する事項を記載した書面を当  
該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者  
に自由に閲覧させることにより、エの規定による掲示に代えるこ  
とができる。

カおよびキ 省略

(8) 人権への配慮等

ア 省略

イ 指定居宅介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保すること。

(新設)

(9) 衛生管理等

アおよびイ 省略

(新設)

ウ 省略

(10) 指定居宅介護事業者は、非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めること。

(11)～(16) 省略

2～4 省略

5 共生型居宅介護および共生型重度訪問介護の事業

ア 省略

イ 指定居宅介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずること。

ウ 指定居宅介護事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

(ア) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

(イ) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(ウ) (ア) および (イ) に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(9) 衛生管理等

アおよびイ 省略

ウ 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

(ア) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業者に周知すること。この場合において、当

該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

(イ) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止に関する指針を整備すること。

(ウ) 従業者に対する研修および訓練を定期的に行うこと。

エ 省略

(10) 業務継続計画の策定等

ア 指定居宅介護事業者は、感染症または非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この号において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。

イ 指定居宅介護事業者は、業務継続計画を従業者に周知すること。

ウ 指定居宅介護事業者は、定期的に研修および訓練を行うこと。

エ 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

(11)～(16) 省略

2～4 省略

5 共生型居宅介護および共生型重度訪問介護の事業

(1) 共生型居宅介護の事業

ア 従業者

(ア) 省略

(イ) (ア)に定めるもののほか、共生型居宅介護の事業の従業者については、第1項第3号ア(同号アに規定する管理者に係る部分に限る。)およびオからクまでの規定を準用する。

イ およびウ 省略

(2) 共生型重度訪問介護の事業

ア 従業者

(ア) 省略

(イ) (ア)に定めるもののほか、共生型重度訪問介護の事業の従業者については、第1項第3号ア(同号アに規定する管理者に係る部分に限る。)およびウからエまでの規定を準用する。

イ およびウ 省略

6 基準該当居宅介護、基準該当重度訪問介護、基準該当同行援護および基準該当行動援護の事業

(1) 基準該当居宅介護の事業

ア 省略

イ 従業者

(ア)～(エ) 省略

(1) 共生型居宅介護の事業

ア 従業者

(ア) 省略

(イ) (ア)に定めるもののほか、共生型居宅介護の事業の従業者については、第1項第3号ア(同号アに規定する管理者に係る部分に限る。)およびオからクまでの規定を準用する。

イ およびウ 省略

(2) 共生型重度訪問介護の事業

ア 従業者

(ア) 省略

(イ) (ア)に定めるもののほか、共生型重度訪問介護の事業の従業者については、第1項第3号ア(同号アに規定する管理者に係る部分に限る。)およびウからエまでの規定を準用する。

イ およびウ 省略

6 基準該当居宅介護、基準該当重度訪問介護、基準該当同行援護および基準該当行動援護の事業

(1) 基準該当居宅介護の事業

ア 省略

イ 従業者

(ア)～(エ) 省略

(オ) (ア)から(エ)までに定めるもののほか、基準該当居宅介護の事業の従業者については、第1項第3号カからクまでの規定を準用する。

ウ 省略

エ 第1項(第2号、第3号、第4号キ(ク)、第5号ウ(ア)、エおよびオならびに第6号エ(ア)を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、同項第4号ア中「第7号ア」とあるのは、「第6項第1号エにおいて準用する第7号ア」と読み替えるものとする。

(2) 第1項(第1号から第3号まで、第4号キ(ク)、第5号ウ(ア)、エおよびオならびに第6号エ(ア)を除く。)、第2項第1号、第3項第1号および第4項第1号ならびに前号アからウまでの規定は、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業、同行援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業および行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは、「第6項第2号において準用する第7号ア」と読み替えるものとする。

別表第2(第4条関係)

療養介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 および2 省略

2 設備

(オ) (ア)から(エ)までに定めるもののほか、基準該当居宅介護の事業の従業者については、第1項第3号カからクまでの規定を準用する。

ウ 省略

エ 第1項(第2号、第3号、第4号キ(ク)、第5号ウ(ア)、エおよびオならびに第6号エ(ア)および(キ)から(ク)までを除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、同項第4号ア中「第7号ア」とあるのは、「第6項第1号エにおいて準用する第7号ア」と読み替えるものとする。

(2) 第1項(第1号から第3号まで、第4号キ(ク)、第5号ウ(ア)、エおよびオならびに第6号エ(ア)および(キ)から(ク)までを除く。)、第2項第1号、第3項第1号および第4項第1号ならびに前号アからウまでの規定は、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業、同行援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業および行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは、「第6項第2号において準用する第7号ア」と読み替えるものとする。

別表第2(第4条関係)

療養介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 および2 省略

2 設備

3 従業者

(1)～(11) 省略

(12) 前各号に定めるもののほか、指定療養介護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カからクまでの規定を準用する。

4 および5 省略

6 療養介護計画等

(1) 省略

(2) サービス管理責任者は、次に掲げるところにより、療養介護計画の作成等を行うこと。

ア～エ 省略

オ 利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等による会議を開催し、療養介護計画の原案について、当該担当者等に対し意見を求めること。

カ～サ 省略

(3) 省略

(4) 指定療養介護事業者は、次に掲げるところにより、療養介護計画に基づき、指定療養介護を提供すること。

ア～エ 省略

オ 利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を

3 従業者

(1)～(11) 省略

(12) 前各号に定めるもののほか、指定療養介護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カからクまでの規定を準用する。

4 および5 省略

6 療養介護計画等

(1) 省略

(2) サービス管理責任者は、次に掲げるところにより、療養介護計画の作成等を行うこと。

ア～エ 省略

オ 利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等による会議を開催し、療養介護計画の原案について、当該担当者等に対し意見を求めること。この場合において、当該会議の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

カ～サ 省略

(3) 省略

(4) 指定療養介護事業者は、次に掲げるところにより、療養介護計画に基づき、指定療養介護を提供すること。

ア～エ 省略

(削除)

制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。

カ 身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急かつやむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

キ 省略

(新設)

7 および8 省略

9 衛生管理等

(1) 省略

(2) 指定療養介護事業者は、当該指定療養介護事業所において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。

(新設)

(新設)

(削除)

オ 省略

(6) 前各号に定めるもののほか、指定療養介護の事業の療養介護計画等については、別表第1第1項第6号エ(キ)から(ケ)の規定を準用する。

7 および8 省略

9 衛生管理等

(1) 省略

(2) 指定療養介護事業者は、当該指定療養介護事業所において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該指定療養介護事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業者に周知すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

イ 当該指定療養介護事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する指針を整備すること。



(新設)

(3)～(4) 省略

10 非常災害対策

(1)～(4) 省略

(5) 前各号に定めるもののほか、指定療養介護の事業の非常災害対策については、別表第1第1項第10号の規定を準用する。

11 記録の整備

(1) 省略

(2) 指定療養介護事業者は、次に掲げる記録を整備し、指定療養介護を提供した日から5年間保存すること。

アおよびイ 省略

ウ 第6項第4号カの規定による身体的拘束等の記録

エ～カ 省略

12 省略

13 別表第1第1項第7号(イ(エ)、ウおよび~~カ~~)、第8号および第12号から第16号までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、同項第7号イ中「事項を」とあるのは、「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項

ウ 従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練を定期的に行うこと。

(3)～(4) 省略

10 非常災害対策

(1)～(4) 省略

(5) 指定療養介護事業者は、前号の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

11 記録の整備

(1) 省略

(2) 指定療養介護事業者は、次に掲げる記録を整備し、指定療養介護を提供した日から5年間保存すること。

アおよびイ 省略

ウ 第6項第5号において準用する別表第1第1項第6号エ(ク)の規定による身体的拘束等の記録

エ～カ 省略

12 省略

13 別表第1第1項第7号(イ(エ)、ウおよび~~キ~~)、第8号、第10号および第12号から第16号までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、同項第7号イ中「事項を」とあるのは、「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての

および非常災害対策を」と読み替えるものとする。

別表第3(第4条関係)

生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定生活介護の事業

(1)および(2) 省略

(3) 従業者

ア～ク 省略

ケ アからクまでに定めるもののほか、指定生活介護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カからクまでならびに別表第2第3項第5号から第7号までおよび第9号の規定を準用する。この場合において、同表第3項第6号中「前3号」とあるのは、「別表第3第1項第3号エおよび同号ケにおいて準用する前号」と読み替えるものとする。

(4) 省略

(5) 生産活動等

ア～ウ 省略 指定生活介護事業者は、次に掲げるところにより、生産活動の機会を提供すること。

(新設)

留意事項および非常災害対策を」と読み替えるものとする。

別表第3(第4条関係)

生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定生活介護の事業

(1)および(2) 省略

(3) 従業者

ア～ク 省略

ケ アからクまでに定めるもののほか、指定生活介護の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カからクまでならびに別表第2第3項第5号から第7号までおよび第9号の規定を準用する。この場合において、同表第3項第6号中「前3号」とあるのは、「別表第3第1項第3号エおよび同号ケにおいて準用する前号」と読み替えるものとする。

(4) 省略

(5) 生産活動等

ア～ウ 省略

エ 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、別表第12第1項に規定する指定就労定額支援の利用を希望する場合には、ウに定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労

(6)～(8) 省略

(9) 別表第1第1項第4号(キ(キ)および(ク)を除く。)、第5号(ウを除く。)、第7号、第8号、第10号および第12号から第15号までならびに別表第2第4項第1号、第5項第1号、第6項、第8項第1号、第10項(第5号を除く。)、第11項および第12項第1号の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第3第1項第9号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第3第1項第9号において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに食事の提供に要する費用および創作的活動に係る材料費」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1号、第2号および第4号ならびに第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第3第1項第9号」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第3第1項第9号において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第3第1項第9号において準用する次項第1

定符支援を受けられるよう、同項に規定する指定就労定符支援事業者との連絡調整を行うよう努めること。

(6)～(8) 省略

(9) 別表第1第1項第4号(キ(キ)および(ク)を除く。)、第5号(ウを除く。)、第6号エ(キ)から(ケ)まで、第7号、第8号、第10号および第12号から第15号までならびに別表第2第4項第1号、第5項第1号、第6項(第5号を除く。)、第8項第1号、第10項、第11項および第12項第1号の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第3第1項第9号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第3第1項第9号において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに食事の提供に要する費用および創作的活動に係る材料費」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1号、第2号および第4号ならびに第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第3第1項第9号」と、同号ウ中「第6項第5号」とあるのは「別表第3第1項第9号」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第3第1項第9号において準用する

号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第3第1項第9号」と読み替えるものとする。

2 共生型生活介護の事業

(1) 別表第1第1項第3号カからケまで、第4号(キ(キ)および(ク)を除く。)、第5号(ウを除く。)、第7号、第8号、第10号および第12号から第16号(イを除く。))まで、別表第2第3項第1号(同号に規定する管理者に係る部分に限る。))および第7号、第4項第1号、第5項第1号、第6項、第8項第1号、第9項(第4号を除く。)、第10項(第5号を除く。)、第11項ならびに第12項第1号ならびに前項(第2号、第3号、第7号ウおよび第9号を除く。))の規定は、生活介護に係る共生型障害福祉サービス(以下この項において「共生型生活介護」という。)の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第3第2項第1号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第3第2項第1号において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第5項第1号中「支給決定障害者」とあるのは「支給決定障害者等」と、同号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに食事の提供に要する費用および創作的活動に係る材料費」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めると

次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第3第1項第9号」と読み替えるものとする。

2 共生型生活介護の事業

(1) 別表第1第1項第3号カからケまで、第4号(キ(キ)および(ク)を除く。)、第5号(ウを除く。)、第6号エ(キ)から(ケ)まで、第7号、第8号、第10号および第12号から第16号(イを除く。))まで、別表第2第3項第1号(同号に規定する管理者に係る部分に限る。))および第7号、第4項第1号、第5項第1号、第6項(第5号を除く。)、第8項第1号、第9項(第4号を除く。)、第10項、第11項ならびに第12項第1号ならびに前項(第2号、第3号、第7号ウおよび第9号を除く。))の規定は、生活介護に係る共生型障害福祉サービス(以下この項において「共生型生活介護」という。)の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第3第2項第1号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第3第2項第1号において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第5項第1号中「支給決定障害者」とあるのは「支給決定障害者等」と、同号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに食事の提供に要する費用および創作的活動に係る材料費」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用について

ころによる」と、同表第6項第1号、第2号および第4号ならびに第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同表第9項第3号中「他の専門の医療機関」とあるのは「医療機関」と、同表第11項第2号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第3第2項第1号」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第3第2項第1号において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第3第2項第1号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第3第2項第1号」と読み替えるものとする。

(2)～(4) 省略

### 3 省略

#### 別表第4（第4条関係）

短期入所の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

#### 1 指定短期入所の事業

(1)および(2) 省略

(3) 従業者

ア～エ 省略

オ アからエまでに定めるもののほか、指定短期入所の事業の従業者については、別表第1第1項第3号オからケまでの規定を準用する。

(4)～(6) 省略

は、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1号、第2号および第4号ならびに第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同表第9項第3号中「他の専門の医療機関」とあるのは「医療機関」と、同表第11項第2号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第3第2項第1号」と、同号ウ中「第6項第5号カ」とあるのは「別表第3第2項第1号」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第3第2項第1号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第3第2項第1号」と読み替えるものとする。

(2)～(4) 省略

### 3 省略

#### 別表第4（第4条関係）

短期入所の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

#### 1 指定短期入所の事業

(1)および(2) 省略

(3) 従業者

ア～エ 省略

オ アからエまでに定めるもののほか、指定短期入所の事業の従業者については、別表第1第1項第3号オからケまでの規定を準用する。

(4)～(6) 省略

(7) 別表第1第1項第4号(キ(イ)から(オ)まで、(キ)および(ク)を除く。)、第5号(ウを除く。)、第7号(イ(エ)を除く。)、第8号、第9号ウおよび第10号から第16号まで、別表第2第5項第1号、第6項第4号イ、オおよびカ、第8項第1号、第9項(第3号を除く。)ならびに第10項(第5号を除く。)ならびに別表第3第1項第7号(ウを除く。)および第8号アの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第4第1項第7号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第4第1項第7号において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに食事の提供に要する費用および光熱水費」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用および光熱水費については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の11第1項第12号」と読み替えるものとする。

#### 2 共生型短期入所の事業

(1) 別表第1第1項第3号オからケまで、第4号(キ(イ)から(オ)まで、(キ)および(ク)を除く。)、第5号(ウを除く。)、第7号(イ(エ)を除く。)、第8号、第9号ウおよび第10号から第16号

(7) 別表第1第1項第4号(キ(イ)から(オ)まで、(キ)および(ク)を除く。)、第5号(ウを除く。)、第6号エ(キ)から(ケ)まで、第7号(イ(エ)を除く。)、第8号、第9号エおよび第10号から第16号まで、別表第2第5項第1号、第6項第4号イ、第8項第1号、第9項(第3号および第4号を除く。)ならびに第10項ならびに別表第3第1項第7号(ウを除く。)および第8号アの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第4第1項第7号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第4第1項第7号において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに食事の提供に要する費用および光熱水費」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用および光熱水費については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の11第1項第12号」と読み替えるものとする。

#### 2 共生型短期入所の事業

(1) 別表第1第1項第3号オからケまで、第4号(キ(イ)から(オ)まで、(キ)および(ク)を除く。)、第5号(ウを除く。)、第6号エ(キ)から(ケ)まで、第7号(イ(エ)を除く。)、第8号、

まで、別表第2第3項第1号(同号に規定する管理者に係る部分に限る。)、第5項第1号、第6項第4号イ、オおよびカ、第8項第1号、第9項(第3号を除く。)ならびに第10項(第5号を除く。)、別表第3第1項第7号(ウを除く。)ならびに第8号アならびに前項(第2号、第3号および第7号を除く。)の規定は、短期入所に係る共生型障害福祉サービス(以下この項において「共生型短期入所」という。)の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第4第2項第1号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第4第2項第1号において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに食事の提供に要する費用および光熱水費」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用および光熱水費については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の11第1項第12号」と読み替えるものとする。

(2)および(3) 省略

3 省略

別表第5(第4条関係)

第9号エおよび第10号から第16号まで、別表第2第3項第1号(同号に規定する管理者に係る部分に限る。)、第5項第1号、第6項第4号イ、第8項第1号、第9項(第3号および第4号を除く。)ならびに第10項、別表第3第1項第7号(ウを除く。)ならびに第8号アならびに前項(第2号、第3号および第7号を除く。)の規定は、短期入所に係る共生型障害福祉サービス(以下この項において「共生型短期入所」という。)の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第4第2項第1号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第4第2項第1号において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに食事の提供に要する費用および光熱水費」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用および光熱水費については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の11第1項第12号」と読み替えるものとする。

(2)および(3) 省略

3 省略

別表第5(第4条関係)

重度障害者等包括支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1および2 省略

3 従業者

(1)~(4) 省略

(5) 前各号に定めるもののほか、指定重度障害者等包括支援の事業の従業者については、別表第1第1項第3号オからクまでの規定を準用する。

4~6 省略

7 別表第1第1項第2号、第4号(キ(ク)を除く。)、第5号(エを除く。)、第7号(イ(イ)を除く。)および第9号から第16号までの規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第5第7項において準用する第7号ア」と、同号キ(コ)中「その都度、当該」とあるのは「当該」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに事業の主たる対象とする利用者および指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数を」と、同号イ(エ)中「指定居宅介護を提供する日および時間ならびに通常」とあるのは「通常」と読み替えるものとする。

別表第6 削除

別表第7(第4条関係)

自立訓練(機能訓練)の事業の従業者ならびに設備および運営に関

重度障害者等包括支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1および2 省略

3 従業者

(1)~(4) 省略

(5) 前各号に定めるもののほか、指定重度障害者等包括支援の事業の従業者については、別表第1第1項第3号オからクまでの規定を準用する。

4~6 省略

7 別表第1第1項第2号、第4号(キ(ク)を除く。)、第5号(エを除く。)、第6号エ(キ)から(ケ)までおよび第7号(イ(イ)を除く。)から第16号までの規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第5第7項において準用する第7号ア」と、同号キ(コ)中「その都度、当該」とあるのは「当該」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに事業の主たる対象とする利用者および指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数を」と、同号イ(エ)中「指定居宅介護を提供する日および時間ならびに通常」とあるのは「通常」と読み替えるものとする。

別表第6 削除

別表第7(第4条関係)

自立訓練(機能訓練)の事業の従業者ならびに設備および運営に関

する基準

1 指定自立訓練（機能訓練）の事業

- (1) 省略  
(2) 従業者

ア～キ 省略

ク アからキまでに定めるもののほか、指定自立訓練（機能訓練）の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カからクまで、別表第2第3項第5号から第7号までおよび第9号ならびに別表第3第1項第3号クの規定を準用する。この場合において、別表第2第3項第6号中「前3号」とあるのは「別表第7第1項第2号イおよび同号クにおいて準用する前号」と読み替えるものとする。

(3) および(4) 省略

(5) 別表第1第1項第4号(キ(ク)を除く。)、第5号(ウを除く。)、第7号、第8号、第9号ウ、第10号および第12号から第16号(イを除く。)まで、別表第2第4項第1号、第5項第1号、第6項、第8項第1号、第9項(第3号を除く。)、第10項(第5号を除く。)、第11項および第12項第1号ならびに別表第3第1項第2号、第5号ウ、第6号、第7号および第8号アの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第7第1項第5号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第7第1項第5号において準用する別表第2第5項第1

する基準

1 指定自立訓練（機能訓練）の事業

- (1) 省略  
(2) 従業者

ア～キ 省略。

ク アからキまでに定めるもののほか、指定自立訓練（機能訓練）の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カからクまで、別表第2第3項第5号から第7号までおよび第9号ならびに別表第3第1項第3号クの規定を準用する。この場合において、別表第2第3項第6号中「前3号」とあるのは「別表第7第1項第2号イおよび同号クにおいて準用する前号」と読み替えるものとする。

(3) および(4) 省略

(5) 別表第1第1項第4号(キ(ク)を除く。)、第5号(ウを除く。)、第6号エ(キ)から(ク)まで、第7号、第8号、第9号エ、第10号および第12号から第16号(イを除く。)まで、別表第2第4項第1号、第5項第1号、第6項(第5号を除く。)、第8項第1号、第9項(第3号および第4号を除く。)、第10項、第11項および第12項第1号ならびに別表第3第1項第2号、第5号ウおよびエ、第6号、第7号(ウを除く。)ならびに第8号アの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第7第1項第5号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは

号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「3月」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第7第1項第5号」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第7第1項第5号において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第7第1項第5号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第7第1項第5号」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の14第1項第11号」と読み替えるものとする。

2 共生型自立訓練（機能訓練）の事業

(1) 別表第1第1項第3号カからクまで、第4号(キ(ク)を除く。)、第5号(ウを除く。)、第7号、第8号、第9号ウ、第10号および第12号から第16号(イを除く。)まで、別表第2第3項第1号(同号に規定する管理者に係る部分に限る。)、第4項第1号、第5項第1号、第6項、第8項第1号、第9項(第3号を除く。)、第10項(第5号

は「別表第7第1項第5号において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「3月」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第7第1項第5号」と、同号ウ中「第6項第5号」とあるのは「別表第7第1項第5号」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第7第1項第5号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第7第1項第5号」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の14第1項第11号」と読み替えるものとする。

2 共生型自立訓練（機能訓練）の事業

(1) 別表第1第1項第3号カからクまで、第4号(キ(ク)を除く。)、第5号(ウを除く。)、第6号エ(キ)から(ク)まで、第7号、第8号、第9号エ、第10号および第12号から第16号(イを除く。)まで、別表第2第3項第1号(同号に規定する管理者に係る部分に限る。)、第4項第1号、第5項第1号、第6項(第5号を除く。)、第8項第

を除く。)、第11項および第12項第1号、別表第3第1項第2号、第3号ク、第5号ウ、第6号、第7号および第8号ならびに前項(第2号および第5号を除く。)の規定は、自立訓練(機能訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下この項において「共生型自立訓練(機能訓練)」という。)の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第7第2項第1号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第7第2項第1号において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第5項第1号中「支給決定障害者」とあるのは「支給決定障害者等」と、同号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「3月」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第7第2項第1号」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第7第2項第1号において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第7第2項第1号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第7

1号、第9項(第3号および第4号を除く。)、第10項、第11項および第12項第1号、別表第3第1項第2号、第3号ク、第5号ウおよび三、第6号、第7号(ウを除く。)ならびに第8号ならびに前項(第2号および第5号を除く。)の規定は、自立訓練(機能訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下この項において「共生型自立訓練(機能訓練)」という。)の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第7第2項第1号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第7第2項第1号において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第5項第1号中「支給決定障害者」とあるのは「支給決定障害者等」と、同号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「3月」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第7第2項第1号」と、同号ウ中「第6項第5号」とあるのは「別表第7第2項第1号」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第7第2項第1号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ

第2項第1号」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の14第1項第11号」と読み替えるものとする。

(2)および(3) 省略

### 3 省略

#### 別表第8(第4条関係)

自立訓練(生活訓練)の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

#### 1 指定自立訓練(生活訓練)の事業

(1)および(2) 省略

(3) 従業者

ア～エ 省略

オ アからエまでに定めるもののほか、指定自立訓練(生活訓練)の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カからエまで、別表第2第3項第5号、第6号および第9号、別表第3第1項第3号クならびに別表第7第1項第2号オおよびカの規定を準用する。

(4) 利用者負担額等の受領等

ア 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。)を提供したときは、エにおいて準用する別表第1第1項第5号ウ(ア)および(イ)の支払

中「第13項」とあるのは「別表第7第2項第1号」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の14第1項第11号」と読み替えるものとする。

(2)および(3) 省略

### 3 省略

#### 別表第8(第4条関係)

自立訓練(生活訓練)の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

#### 1 指定自立訓練(生活訓練)の事業

(1)および(2) 省略

(3) 従業者

ア～エ 省略

オ アからエまでに定めるもののほか、指定自立訓練(生活訓練)の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カからエまで、別表第2第3項第5号、第6号および第9号、別表第3第1項第3号クならびに別表第7第1項第2号オおよびカの規定を準用する。

(4) 利用者負担額等の受領等

ア 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。)を提供したときは、カにおいて準用する別表第1第1項第5号ウ(ア)および(イ)の支払

を受ける額のほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、次の（ア）から（ウ）までに掲げる費用の額の支払を受けることができる。

（ア）～（ウ） 省略

イ 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を提供したときは、エにおいて準用する別表第1項第5号ウ（ア）および（イ）の支払を受ける額のほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、次の（ア）から（オ）までに掲げる費用の額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

（ア）～（オ） 省略

ウ～オ 省略

カ アからオまでに定めるもののほか、指定自立訓練（生活訓練）の事業の利用者負担額等の受領等については、別表第1第1項第5号（ウ（ウ）およびエを除く。）の規定を準用する。この場合において、別表第1第1項第5号ウ（エ）中「（ウ）」とあるのは「別表第8第1項第4号アまたはイ」と、同号ウ（オ）中「（ア）」とあるのは「別表第8第1項第4号アもしくはイまたは（ア）」と読み替えるものとする。

(6) 別表第1第1項第4号（キ（ク）および（コ）を除く。）、第7号、第8号、第9号ウ、第10号および第12号から第16号（アに限る。）まで、別表第2第4項第1号、第6項、第8項第1号、第9項（第3

を受ける額のほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、次の（ア）から（ウ）までに掲げる費用の額の支払を受けることができる。

（ア）～（ウ） 省略

イ 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を提供したときは、エにおいて準用する別表第1項第5号ウ（ア）および（イ）の支払を受ける額のほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、次の（ア）から（オ）までに掲げる費用の額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

（ア）～（オ） 省略

ウ～オ 省略

カ アからオまでに定めるもののほか、指定自立訓練（生活訓練）の事業の利用者負担額等の受領等については、別表第1第1項第5号（ウ（ウ）およびエを除く。）の規定を準用する。この場合において、同号ウ（エ）中「（ウ）」とあるのは「別表第8第1項第4号アまたはイ」と、同号ウ（オ）中「（ア）」とあるのは「別表第8第1項第4号アもしくはイまたは（ア）」と読み替えるものとする。

(6) 別表第1第1項第4号（キ（ク）および（コ）を除く。）、第6号エ（キ）から（ケ）まで、第7号、第8号、第9号エ、第10号および第12号から第16号（アに限る。）まで、別表第2第4項第1号、第6

号を除く。）、第10項（第5号を除く。）、第11項および第12項第1号、別表第3第1項第5号ウ、第6号、第7号および第8号アならびに別表第7第1項第3号および第4号の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第8第1項第5号において準用する第7号ア」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「3月」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第8第1項第5号」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第8第1項第5号において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第8第1項第5号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第8第1項第5号」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の15第1項第11号」と読み替えるものとする。

## 2 共生型自立訓練（生活訓練）の事業

(1) 別表第1第1項第3号カからクまで、第4号（キ（ク）および（コ）を除く。）、第7号、第8号、第9号ウ、第10号および第12号から第16号（アに限る。）まで、別表第2第3項第1号（同号に規定する管

項（第5号を除く。）、第8項第1号、第9項（第3号および第4号を除く。）、第10項、第11項および第12項第1号、別表第3第1項第5号ウおよびエ、第6号、第7号（ウを除く。）ならびに第8号アならびに別表第7第1項第3号および第4号の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第8第1項第5号において準用する第7号ア」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「3月」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第8第1項第5号」と、同号ウ中「第6項第5号」とあるのは「別表第8第1項第5号」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第8第1項第5号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第8第1項第5号」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の15第1項第11号」と読み替えるものとする。

## 2 共生型自立訓練（生活訓練）の事業

(1) 別表第1第1項第3号カからケまで、第4号（キ（ク）および（コ）を除く。）、第6号エ（キ）から（ケ）まで、第7号、第8号、第9号エ、第10号および第12号から第16号（アに限る。）まで、別表第2

理者に係る部分に限る。)、第4項第1号、第6項、第8項第1号、第9項(第3号を除く。)、第10項(第5号を除く。)、第11項および第12項第1号、別表第3第1項第3号ク、第5号ウ、第6号、第7号および第8号ア、別表第7第1項第3号および第4号ならびに前項(第2号、第3号および第5号を除く。)の規定は、自立訓練(生活訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下この項において「共生型自立訓練(生活訓練)」という。)の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第8第2項第1号において準用する第7号ア」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たったの留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同項第2号ニ中「6月」とあるのは「3月」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第8第2項第1号」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第8第2項第1号において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第8第2項第1号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第8第2項第1号」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の15第1項第11号」と読み替えるものとする。

(2)および(3) 省略

第3項第1号(同号に規定する管理者に係る部分に限る。)、第4項第1号、第6項(第5号を除く。)、第8項第1号、第9項(第3号および第4号を除く。)、第10項、第11項および第12項第1号、別表第3第1項第3号ク、第5号ウおよびエ、第6号、第7号(ウを除く。))ならびに第8号ア、別表第7第1項第3号および第4号ならびに前項(第2号、第3号および第5号を除く。)の規定は、自立訓練(生活訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下この項において「共生型自立訓練(生活訓練)」という。)の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第8第2項第1号において準用する第7号ア」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たったの留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同項第2号ニ中「6月」とあるのは「3月」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第8第2項第1号」と、同号ウ中「第6項第5号」とあるのは「別表第8第2項第1号」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第8第2項第1号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第8第2項第1号」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の15第1項第11号」と読み替えるものとする。

(2)および(3) 省略

### 3 省略

#### 別表第9(第4条関係)

就労移行支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

#### 1および2 省略

#### 3 従業者

(1)~(5) 省略

(6) 就労支援員およびサービス管理責任者のうち、それぞれ1人以上は、常勤の者とする。

(7) 前各号に定めるもののほか、指定就労移行支援の事業の従業者(認定指定就労移行支援事業所の従業者を除く。)については別表第1第1項第3号カからクまで、別表第2第3項第5号から第7号まで、別表第3第1項第3号クおよび別表第7第1項第2号カの規定を、認定指定就労移行支援事業所の従業者については別表第1第1項第3号カからケまで、別表第2第3項第5号から第7号までおよび別表第7第1項第2号カの規定を、それぞれ準用する。この場合において、別表第2第3項第6号中「前3号」とあるのは、「別表第9第3項第2号および第4号ならびに同項第7号において準用する別表第2第3項第5号」と読み替えるものとする。

#### 4 省略

#### 5 求職活動の支援等の実施

(1)~(3) 省略

### 3 省略

#### 別表第9(第4条関係)

就労移行支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

#### 1および2 省略

#### 3 従業者

(1)~(5) 省略

(6) サービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者とする。

(7) 前各号に定めるもののほか、指定就労移行支援の事業の従業者(認定指定就労移行支援事業所の従業者を除く。)については別表第1第1項第3号カからケまで、別表第2第3項第5号から第7号まで、別表第3第1項第3号クおよび別表第7第1項第2号カの規定を、認定指定就労移行支援事業所の従業者については別表第1第1項第3号カからケまで、別表第2第3項第5号から第7号までおよび別表第7第1項第2号カの規定を、それぞれ準用する。この場合において、別表第2第3項第6号中「前3号」とあるのは、「別表第9第3項第2号および第4号ならびに同項第7号において準用する別表第2第3項第5号」と読み替えるものとする。

#### 4 省略

#### 5 求職活動の支援等の実施

(1)~(3) 省略



(新設)

(4) 省略

6 別表第1第1項第4号(キ(キ)および(ク)を除く。)、第5号(ウおよびエを除く。)、第7号、第8号、第9号ウ、第10号、第12号から第15号までおよび第16号ア、別表第2第4項第1号、第5項第1号、第6項、第8項第1号、第9項(第3号を除く。)、第10項(第5号を除く。)、第11項ならびに第12項第1号、別表第3第1項第5号から第7号までおよび第8号ア、別表第7第1項第3号ならびに別表第8第1項第4号エおよびオの規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第9第6項において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第9第6項において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「就

(4) 指定就労移行支援事業者は、利用者が別表第12第1項に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前号に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、同項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行うこと。

(5) 省略

6 別表第1第1項第4号(キ(キ)および(ク)を除く。)、第5号(ウおよびエを除く。)、第6号エ(キ)から(ケ)まで、第7号、第8号、第9号エ、第10号、第12号から第15号までおよび第16号ア、別表第2第4項第1号、第5項第1号、第6項(第5号を除く。)、第8項第1号、第9項(第3号および第4号を除く。)、第10項、第11項ならびに第12項第1号、別表第3第1項第5号(ウおよびエを除く。)から第7号(ウを除く。)までおよび第8号ア、別表第7第1項第3号ならびに別表第8第1項第4号エおよびオの規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第9第6項において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第9第6項において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」

労移行支援計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「3月」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第9第6項」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第9第6項において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第9第6項において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第9第6項」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の16第1項第11号」と、別表第8第1項第4号エおよびオ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

別表第10(第4条関係)

就労継続支援A型の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1および2 省略

3 従業者

(1)および(2) 省略

(3) 前2号に定めるもののほか、指定就労継続支援A型の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カからクまで、別表第2第3項第5号から第7号までおよび第9号、別表第3第1項第3号ク、別表第7第1項第2号カならびに別表第9第3項第3号および第5号の規定を準用する。この場合において、別表第2第3項第6

と、同表第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「3月」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第9第6項」と、同号ウ中「第6項第5号」とあるのは「別表第9第6項」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第9第6項において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第9第6項」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の16第1項第11号」と、別表第8第1項第4号エおよびオ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

別表第10(第4条関係)

就労継続支援A型の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1および2 省略

3 従業者

(1)および(2) 省略

(3) 前2号に定めるもののほか、指定就労継続支援A型の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カからケまで、別表第2第3項第5号から第7号までおよび第9号、別表第3第1項第3号ク、別表第7第1項第2号カならびに別表第9第3項第3号および第5号の規定を準用する。この場合において、別表第2第3項第6

号中「前3号」とあるのは「別表第10第3項第2号および同項第3号において準用する前号」と、同項第9号中「生活支援員およびサービス管理責任者」とあるのは「サービス管理責任者」と読み替えるものとする。

4～6 省略

(新設)

7 別表第1第1項第4号(キ(キ)およびク(ク)を除く。)、第5号(ウを除く。)、第7号、第8号、第9号ウ、第10号および第12号から第16号(アに限る。))まで、別表第2第4項第1号、第5項第1号、第6項、第8項第1号、第9項(第3号を除く。)、第10項(第5号を除く。)、第11項および第12項第1号、別表第3第1項第2号、第6号、第7号および第8号ア、別表第7第1項第3号ならびに別表第9第4項および第5項(第4号を除く。))の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第10第7項において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第10第7項において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ

号中「前3号」とあるのは「別表第10第3項第2号および同項第3号において準用する前号」と、同項第9号中「生活支援員およびサービス管理責任者」とあるのは「サービス管理責任者」と読み替えるものとする。

4～6 省略

7 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の適切な方法により公表すること。

8 別表第1第1項第4号(キ(キ)およびク(ク)を除く。)、第5号(ウを除く。)、第6号エ(キ)から(ケ)まで、第7号、第8号、第9号エ、第10号および第12号から第16号(アに限る。))まで、別表第2第4項第1号、第5項第1号、第6項(第5号を除く。)、第8項第1号、第9項(第3号および第4号を除く。)、第10項、第11項および第12項第1号、別表第3第1項第2号、第6号、第7号(ウを除く。))および第8号ア、別表第7第1項第3号ならびに別表第9第4項および第5項(第5号を除く。))の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第10第8項において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第10第8項におい

中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項、非常災害対策ならびに利用者の賃金および工賃ならびに労働時間および作業時間を」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1号、第2号および第4号ならびに第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第10第7項」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第10第7項において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第10第7項において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第10第7項」と、別表第3第1項第2号アただし書中「相談室および多目的室」あつては、利用者」とあるのは「利用者」と、「これらを」とあるのは「訓練・作業室にあつてはこれを設けず、相談室および多目的室にあつてはこれらを」と、同項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の17第1項第11号」と、別表第9第4項第1号中「第6項」とあるのは「別表第10第7項」と、「就労移行支援計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と読み替えるものとする。

別表第11(第4条関係)

就労継続支援B型の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

で準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項、非常災害対策ならびに利用者の賃金および工賃ならびに労働時間および作業時間を」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1号、第2号および第4号ならびに第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第10第8項」と、同号ウ中「第6項第5号」とあるのは「別表第10第8項」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第10第8項において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第10第8項」と、別表第3第1項第2号アただし書中「相談室および多目的室」あつては、利用者」とあるのは「利用者」と、「これらを」とあるのは「訓練・作業室にあつてはこれを設けず、相談室および多目的室にあつてはこれらを」と、同項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の17第1項第11号」と、別表第9第4項第1号中「第6項」とあるのは「別表第10第8項」と、「就労移行支援計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と読み替えるものとする。

別表第11(第4条関係)

就労継続支援B型の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

## 1 指定就労継続支援B型の事業

### (1) および(2)

(3) 別表第1第1項第3号カからクまで、第4号(キ(キ)および(ク)を除く。)、第5号(ウを除く。)、第7号から第9号(ウに限る。)まで、第10号および第12号から第16号(アに限る。)まで、別表第2第3項第5号から第7号までおよび第9号、第4項第1号、第5項第1号、第6項、第8項第1号、第9項(第3号を除く。)から第11項までならびに第12項第1号、別表第3第1項第2号、第3号ク、第5号(イを除く。)、第6号、第7号および第8号ア、別表第7第1項第2号カおよび第3号、別表第9第3項第3号および第5号、第4項ならびに第5項(第4号を除く。)ならびに別表第10第3項(第3号を除く。)の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第11第1項第3号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第11第1項第3号において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第3項第6号中「前3号」とあるのは「別表第11第1項第3号において準用する前号および別表第10第3項第2号」と、同項第9号中「生活支援員およびサービス管理責任者」とあるのは「サービス管理責任者」と、同表第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。」

この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1号、第2号および第4号ならびに第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第11第1項第3号」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第11第1項第3号において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第11第1項第3号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第11第1項第3号」と、別表第3第1項第2号アただし番中「相談室および多目的室にあっては、利用者」とあるのは「利用者」と、「これらを」とあるのは「訓練・作業室にあってはこれを設けず、相談室および多目的室にあってはこれらを」と、同項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の18第1項第11号」と、別表第9第4項第1号中「第6項」とあるのは「別表第11第1項第3号」と、「就労移行支援計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

## 2 基準該当就労継続支援B型の事業

### (1) 省略

(2) 前号に定めるもののほか、基準該当就労継続支援B型の事業については、別表第1第1項第3号キおよびク、第4号(エならびにキ(キ)および(ク)を除く。)、第5号(ア、イおよびカに限る。)、第7号から第9号(ウに限る。)まで、第10号ならびに第12号から第

## 1 指定就労継続支援B型の事業

### (1) および(2)

(3) 別表第1第1項第3号カからケまで、第4号(キ(キ)および(ク)を除く。)、第5号(ウを除く。)、第6号エ(キ)から(ケ)まで、第7号から第9号(エに限る。)まで、第10号および第12号から第16号(アに限る。)まで、別表第2第3項第5号から第7号までおよび第9号、第4項第1号、第5項第1号、第6項(第5号を除く。)、第8項第1号、第9項(第3号および第4号を除く。)から第11項までならびに第12項第1号、別表第3第1項第2号、第3号ク、第5号エ、第6号、第7号(ウを除く。))および第8号ア、別表第7第1項第2号カおよび第3号、別表第9第3項第3号および第5号、第4項ならびに第5項(第5号を除く。)ならびに別表第10第3項(第3号を除く。)の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第11第1項第3号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第11第1項第3号において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第3項第6号中「前3号」とあるのは「別表第11第1項第3号において準用する前号および別表第10第3項第2号」と、同項第9号中「生活支援員およびサービス管理責任者」とあるのは「サービス管理責任者」と、同表第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用お

よび食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。」この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1号、第2号および第4号ならびに第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第11第1項第3号」と、同号ウ中「第6項第5号」とあるのは「別表第11第1項第3号」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第11第1項第3号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第11第1項第3号」と、別表第3第1項第2号アただし番中「相談室および多目的室にあっては、利用者」とあるのは「利用者」と、「これらを」とあるのは「訓練・作業室にあってはこれを設けず、相談室および多目的室にあってはこれらを」と、同項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の18第1項第11号」と、別表第9第4項第1号中「第6項」とあるのは「別表第11第1項第3号」と、「就労移行支援計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

## 2 基準該当就労継続支援B型の事業

### (1) 省略

(2) 前号に定めるもののほか、基準該当就労継続支援B型の事業については、別表第1第1項第3号キからケまで、第4号(エならびにキ(キ)および(ク)を除く。)、第5号(ア、イおよびカに限る。)、第6号エ(キ)から(ケ)まで、第7号から第9号(エに限る。)ま

16号(アに限る。)まで、別表第2第3項第7号、第5項第1号(アを除く。)、第6項、第8項第1号、第9項(第3号を除く。)および第10項(第5号を除く。)から第12項(第2号を除く。)まで、別表第3第1項第5号(イを除く。)および第7号、別表第7第1項第3号、別表第9第4項および第5項(第4号を除く。)ならびに前項第1号の規定を準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号イ(エ)中「時間ならびに通常の事業の実施地域」とあるのは「時間」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1号、第2号および第4号ならびに第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第11第2項第2号」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第11第2項第2号」と、別表第9第4項第1号中「第

で、第10号ならびに第12号から第16号(アに限る。)まで、別表第2第3項第7号、第5項第1号(アを除く。)、第6項(第5号を除く。)、第8項第1号、第9項(第3号および第4号を除く。)および第10項から第12項(第2号を除く。)まで、別表第3第1項第5号アおよび第7号(ウを除く。)、別表第7第1項第3号、別表第9第4項および第5項(第5号を除く。)ならびに前項第1号の規定を準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号イ(エ)中「時間ならびに通常の事業の実施地域」とあるのは「時間」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1号、第2号および第4号ならびに第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第11第2項第2号」と、同号ウ中「第6項第5号」とあるのは「別表第11第2項第2号」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表

6項」とあるのは「別表第11第2項第2号」と、「就労移行支援計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

#### 別表第12(第4条関係)

就労定着支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1～3 省略

4 従業者

(1)～(6) 省略

(7) 前各号に定めるもののほか、指定就労定着支援の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カからクまでおよび別表第2第3項第7号の規定を準用する。

5 就労定着支援計画等

(1) 省略

(2) 前号に定めるもののほか、指定就労定着支援の事業の就労定着支援計画等については、別表第2第6項第1号、第2号および第4号(イ、オおよびカを除く。)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「療養介護計画」とあるのは、「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

6 職場への定着のための支援等の実施

(1) 省略

(2) 指定就労定着支援事業者は、次に掲げるところにより、前号の

第11第2項第2号」と、別表第9第4項第1号中「第6項」とあるのは「別表第11第2項第2号」と、「就労移行支援計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

#### 別表第12(第4条関係)

就労定着支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1～3 省略

4 従業者

(1)～(6) 省略

(7) 前各号に定めるもののほか、指定就労定着支援の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カからクまでおよび別表第2第3項第7号の規定を準用する。

5 就労定着支援計画等

(1) 省略

(2) 前号に定めるもののほか、指定就労定着支援の事業の就労定着支援計画等については、別表第2第6項第1号、第2号および第4号(イを除く。)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「療養介護計画」とあるのは、「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

6 職場への定着のための支援等の実施

(1) 省略

(2) 指定就労定着支援事業者は、次に掲げるところにより、前号の

支援を提供すること。

ア 1月に1回以上、利用者との対面により行うこと。

イ 省略

(3) 省略

7および8 省略

9 別表第1第1項第4号(キ(ク)を除く。)、第5号、第6号(エ(イ)に限る。)、第8号、第9号(ウを除く。)、第10号および第12号から第16号までならびに別表第2第8項第1号の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第12第7項第1号」と、同項第5号中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と読み替えるものとする。

別表第13(第4条関係)

自立生活援助の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1および2 省略

3 従業者

(1)~(5) 省略

(6) 前各号に定めるもののほか、指定自立生活援助の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カからクまでおよび別表第2第3項第7号の規定を準用する。

支援を提供すること。

ア 1月に1回以上、利用者との対面またはテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うこと。

イ 省略

(3) 省略

7および8 省略

9 別表第1第1項第4号(キ(ク)を除く。)、第5号、第6号(エ(イ)に限る。)、第8号、第9号(エを除く。)、第10号および第12号から第16号までならびに別表第2第8項第1号の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第12第7項第1号」と、同項第5号中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と読み替えるものとする。

別表第13(第4条関係)

自立生活援助の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1および2 省略

3 従業者

(1)~(5) 省略

(6) 前各号に定めるもののほか、指定自立生活援助の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カからクまでおよび別表第2第3項第7号の規定を準用する。

4 省略

5 別表第1第1項第4号(キ(ク)を除く。)、第5号、第7号(アおよびイを除く。)、第8号、第9号(ウを除く。)、第10号および第12号から第16号まで、別表第2第6項第1号、第2号および第4号(イ、オおよびカを除く。)ならびに第8項第1号ならびに別表第12第3項、第5項第1号、第7項(第3号を除く。)および第8項の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第13第5項において準用する別表第12第7項第1号」と、同項第7号エ中「運営規程」とあるのは「別表第13第5項において準用する別表第12第7項第1号に規定する運営規程」と、別表第2第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「3月」と、別表第12第5項第1号中「次号」とあるのは「別表第13第5項」と、同表第8項第2号ア中「第5項第2号」とあるのは「別表第13第5項」と、「就労定着支援計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同号イからオまでの規定中「次項」とあるのは「別表第13第5項」と読み替えるものとする。

別表第14(第4条関係)

共同生活援助の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定共同生活援助の事業

(1)および(2) 省略

4 省略

5 別表第1第1項第4号(キ(ク)を除く。)、第5号、第7号(アおよびイを除く。)、第8号、第9号(エを除く。)、第10号および第12号から第16号まで、別表第2第6項第1号、第2号および第4号(イを除く。)ならびに第8項第1号ならびに別表第12第3項、第5項第1号、第7項(第3号を除く。)および第8項の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第13第5項において準用する別表第12第7項第1号」と、同項第7号エ中「運営規程」とあるのは「別表第13第5項において準用する別表第12第7項第1号に規定する運営規程」と、別表第2第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「3月」と、別表第12第5項第1号中「次号」とあるのは「別表第13第5項」と、同表第8項第2号ア中「第5項第2号」とあるのは「別表第13第5項」と、「就労定着支援計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同号イからオまでの規定中「次項」とあるのは「別表第13第5項」と読み替えるものとする。

別表第14(第4条関係)

共同生活援助の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定共同生活援助の事業

(1)および(2) 省略

(3) 従業者

ア～エ 省略

オ アからエまでに定めるもののほか、指定共同生活援助の事業の従業者については、別表第1第1項第3号オからクまで、別表第2第3項第5号および第6号ならびに別表第7第1項第2号カの規定を準用する。この場合において、別表第1第1項第3号オただし番中「同一の敷地内にある他の」とあるのは「他の」と、別表第2第3項第5号中「60人」とあり、「40人」とあるのは「30人」と、「61人」とあるのは「31人」と、同項第6号中「前3号」とあるのは「別表第12第1項第3号イおよびウならびに同号オにおいて準用する前号」と読み替えるものとする。

(4) 省略

(5) 利用者負担額等の受領等

ア 省略

イ アに定めるもののほか、指定共同生活援助の事業の利用者負担額等の受領等については、別表第1第1項第5号（ウおよびエを除く。）ならびに別表第8第1項第4号エおよびオの規定を準用する。この場合において、別表第1第1項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第12第1項第5号ア(ア)から(ウ)まで」と、別表第8第1項第4号エ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同号オ中「指

(3) 従業者

ア～エ 省略

オ アからエまでに定めるもののほか、指定共同生活援助の事業の従業者については、別表第1第1項第3号オからクまで、別表第2第3項第5号および第6号ならびに別表第7第1項第2号カの規定を準用する。この場合において、別表第1第1項第3号オただし番中「同一の敷地内にある他の」とあるのは「他の」と、別表第2第3項第5号中「60人」とあり、「40人」とあるのは「30人」と、「61人」とあるのは「31人」と、同項第6号中「前3号」とあるのは「別表第14第1項第3号イおよびウならびに同号オにおいて準用する前号」と読み替えるものとする。

(4) 省略

(5) 利用者負担額等の受領等

ア 省略

イ アに定めるもののほか、指定共同生活援助の事業の利用者負担額等の受領等については、別表第1第1項第5号（ウおよびエを除く。）ならびに別表第8第1項第4号エおよびオの規定を準用する。この場合において、別表第1第1項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第14第1項第5号ア(ア)から(ウ)まで」と、別表第8第1項第4号エ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同号

定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る」と読み替えるものとする。

(6) 共同生活援助計画等

ア 省略

イ アに定めるもののほか、指定共同生活援助の事業の共同生活援助計画等については、別表第2第6項第1号から第4号（アを除く。）までおよび別表第5第6項第2号アの規定を準用する。この場合において、別表第2第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第3号中「業務を」とあるのは「業務および利用者が自立した社会生活を営むことができるようになるための指定生活介護事業所等との連絡調整を」と、同号アおよびイ中「心身」とあるのは「身体および精神」と、同項第4号イただし番中「利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務について」とあるのは「生活支援員の業務にあつては、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理および指揮命令を確実に行うことができる場合」と、別表第5第6項第2号ア中「自立した日常生活または社会生活」とあるのは「地域において日常生活」と、「身体その他」とあるのは「身体および精神」と読み替えるものとする。

(7)および(8) 省略

オ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る」と読み替えるものとする。

(6) 共同生活援助計画等

ア 省略

イ アに定めるもののほか、指定共同生活援助の事業の共同生活援助計画等については、別表第1第1項第6号エ（キ）から（ケ）まで、別表第2第6項第1号から第4号（アを除く。）までおよび別表第5第6項第2号アの規定を準用する。この場合において、別表第2第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第3号中「業務を」とあるのは「業務および利用者が自立した社会生活を営むことができるようになるための指定生活介護事業所等との連絡調整を」と、同号アおよびイ中「心身」とあるのは「身体および精神」と、同項第4号イただし番中「利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務について」とあるのは「生活支援員の業務にあつては、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理および指揮命令を確実に行うことができる場合」と、別表第5第6項第2号ア中「自立した日常生活または社会生活」とあるのは「地域において日常生活」と、「身体その他」とあるのは「身体および精神」と読み替えるものとする。

(7)および(8) 省略

(9) 連携等

アおよびイ 省略

ウ アおよびイに定めるもののほか、指定共同生活援助の事業の連携等については、別表第3第1項第8号アの規定を準用する。この場合において、同号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは、「第34条の19第1項第12号」と読み替えるものとする。

- (10) 別表第1第1項第4号(エならびにキ(イ)から(オ)まで、(キ)および(ク)を除く。)、第7号(イ(エ)を除く。)、第8号、第9号ウ、第10号および第12号から第16号(アに限る。)まで、別表第2第9項第1号および第2号ならびに第10項(第5号を除く。)から第12項(第1号に限る。)までならびに別表第3第1項第7号イの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第12第1項第10号において準用する第7号ア」と、同号キ(コ)中「その都度、当該」とあるのは「当該」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに入居定員、入居に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号イ(オ)中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、別表第2第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第12第1項第10号」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第12第1項第6号イ

(9) 連携等

アおよびイ 省略

ウ アおよびイに定めるもののほか、指定共同生活援助の事業の連携等については、別表第1第1項第16号アおよび別表第3第1項第8号アの規定を準用する。この場合において、同号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは、「第34条の19第1項第12号」と読み替えるものとする。

- (10) 別表第1第1項第4号(エならびにキ(イ)から(オ)まで、(キ)および(ク)を除く。)、第7号(イ(エ)を除く。)、第8号、第9号エ、第10号および第12号から第15号まで、別表第2第9項第1号および第2号ならびに第10項から第12項(第1号に限る。)までならびに別表第3第1項第7号イの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第14第1項第10号において準用する第7号ア」と、同号キ(コ)中「その都度、当該」とあるのは「当該」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに入居定員、入居に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号イ(オ)中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、別表第2第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第12第1項第10号」と、同号ウ中「第6項第5号」とあるのは「別表第12第1項第6号」と、同号エ中「次項第1号」とあ

において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第12第1項第10号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第12第1項第10号」と、同表第12項第1号イ中「もしくは特例介護給付費または療養介護医療費」とあるのは「または特例介護給付費」と読み替えるものとする。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業

(1)～(3) 省略

(4) 従業者

ア～ク 省略

ケ アからクまでに定めるもののほか、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の従業者については、別表第1第1項第3号オからクまでおよび前項第3号エの規定を準用する。この場合において、同表第1項第3号オただし書中「同一の敷地内にある他の」とあるのは、「他の」と読み替えるものとする。

(5)～(7) 省略

- (8) 別表第1第1項第4号(エならびにキ(イ)から(オ)まで、(キ)および(ク)を除く。)、第5号(ウおよびエを除く。)、第7号(イ(エ)を除く。)、第8号、第9号ウ、第10号および第12号から第16号(アに限る。)まで、別表第2第6項第1号から第4号(アを除く。)まで、第9項第1号および第2号ならびに第10項(第5号を除く。)から第12項(第1号に限る。)まで、別表第

るのは「別表第12第1項第10号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第12第1項第10号」と、同表第12項第1号イ中「もしくは特例介護給付費または療養介護医療費」とあるのは「または特例介護給付費」と読み替えるものとする。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業

(1)～(3) 省略

(4) 従業者

ア～ク 省略

ケ アからクまでに定めるもののほか、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の従業者については、別表第1第1項第3号オからクまでおよび前項第3号エの規定を準用する。この場合において、同表第1項第3号オただし書中「同一の敷地内にある他の」とあるのは、「他の」と読み替えるものとする。

(5)～(7) 省略

- (8) 別表第1第1項第4号(エならびにキ(イ)から(オ)まで、(キ)および(ク)を除く。)、第5号(ウおよびエを除く。)、第6号エ(キ)から(ケ)まで、第7号(イ(エ)を除く。)、第8号、第9号エ、第10号および第12号から第16号(アに限る。)まで、別表第2第6項第1号から第4号(アを除く。)まで、第9項第1号および第2号ならびに第10項から第12項(第1号に限る。)

3第1項第7号イおよび第8号ア、別表第4第1項第4号エ、別表第5第6項第2号ア、別表第8第1項第4号エおよびオならびに前項第4号(キを除く。)、第5号(イを除く。)、第6号(イを除く。))および第9号(ウを除く。)の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第14第2項第8号において準用する第7号ア」と、同号キ(ニ)中「その都度、当該」とあるのは「当該」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第14第2項第8号において準用する同表第1項第5号ア(ア)から(ウ)まで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに入居定員、入居に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号イ(オ)中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、別表第2第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第3号中「業務を」とあるのは「業務および利用者が自立した社会生活を営むことができるようにするための指定生活介護事業所等との連絡調整を」と、同号アおよびイ中「心身」とあるのは「身体および精神」と、同項第4号イただし書中「利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務について」とあるのは「生活支援員の業務にあつては、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が業務の管理および指揮命令を確実にすることができる場合」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同

まで、別表第3第1項第7号イおよび第8号ア、別表第4第1項第4号エ、別表第5第6項第2号ア、別表第8第1項第4号エおよびオならびに前項第4号(キを除く。)、第5号(イを除く。)、第6号(イを除く。))および第9号(ウを除く。)の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第14第2項第8号において準用する第7号ア」と、同号キ(ニ)中「その都度、当該」とあるのは「当該」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第14第2項第8号において準用する同表第1項第5号ア(ア)から(ウ)まで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに入居定員、入居に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号イ(オ)中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、別表第2第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第3号中「業務を」とあるのは「業務および利用者が自立した社会生活を営むことができるようにするための指定生活介護事業所等との連絡調整を」と、同号アおよびイ中「心身」とあるのは「身体および精神」と、同項第4号イただし書中「利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務について」とあるのは「生活支援員の業務にあつては、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が業務の管理および指揮命令を確実にすることができる場合」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、

イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第14第2項第8号」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第14第2項第8号において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第14第2項第8号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第14第2項第8号」と、同表第12項第1号イ中「もしくは特例介護給付費または療養介護医療費」とあるのは「または特例介護給付費」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の19第1項第12号」と、別表第4第1項第4号エ中「入所に」とあるのは「入居に」と、「入所の」とあるのは「入居の」と、「退所」とあるのは「退居」と、別表第5第6項第2号ア中「自立した日常生活または社会生活」とあるのは「地域において日常生活」と、「身体その他」とあるのは「身体および精神」と、別表第8第1項第4号エ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同号オ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る」と、前項第4号エ中「キ」とあるのは「次項第8号」と、同項第6号ア中「イ」とあるのは「次項第8号」と読み替えるものとする。

3 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業

(1) 省略

同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第14第2項第8号」と、同号ウ中「第6項第5号」とあるのは「別表第14第2項第8号」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第14第2項第8号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第14第2項第8号」と、同表第12項第1号イ中「もしくは特例介護給付費または療養介護医療費」とあるのは「または特例介護給付費」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の19第1項第12号」と、別表第4第1項第4号エ中「入所に」とあるのは「入居に」と、「入所の」とあるのは「入居の」と、「退所」とあるのは「退居」と、別表第5第6項第2号ア中「自立した日常生活または社会生活」とあるのは「地域において日常生活」と、「身体その他」とあるのは「身体および精神」と、別表第8第1項第4号エ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同号オ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る」と、前項第4号エ中「キ」とあるのは「次項第8号」と、同項第6号ア中「イ」とあるのは「次項第8号」と読み替えるものとする。

3 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業

(1) 省略



(2) 従業者

ア 省略

イ アに定めるもののほか、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の従業者については、別表第1第1項第3号オから~~マ~~まで、別表第2第3項第5号および第6号、別表第7第1項第2号カならびに第1項第3号イおよびエの規定を準用する。この場合において、別表第1第1項第3号オただし書中「同一の敷地内にある他の」とあるのは「他の」と、別表第2第3項第5号中「60人」とあり、「40人」とあるのは「30人」と、「61人」とあるのは「31人」と、同項第6号中「前3号」とあるのは「別表第14第3項第2号イにおいて準用する前号および同表第1項第3号イ」と読み替えるものとする。

(3)および(4) 省略

(5) 別表第1第1項第5号(ウおよびエを除く。)、第7号(イ(エ)を除く。)、第8号、~~第9号ウ~~、第10号および第12号から第16号(アに限る。)まで、別表第2第6項第1号から第4号(アを除く。)まで、第8項(第2号を除く。)、第9項第1号および第2号ならびに第10項(第5号を除く。)から第12項(第1号に限る。)まで、別表第3第1項第7号イおよび第8号ア、別表第4第1項第4号エ、別表第5第6項第2号ア、別表第8第1項第4号エおよびオならびに第1項第2号、第4号(キを除く。)、第5号ア、第6号ア(アを除く。)、第7号、第8号(ウを除く。)および第9号(ウを除く。)

(2) 従業者

ア 省略

イ アに定めるもののほか、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の従業者については、別表第1第1項第3号オから~~マ~~まで、別表第2第3項第5号および第6号、別表第7第1項第2号カならびに第1項第3号イおよびエの規定を準用する。この場合において、別表第1第1項第3号オただし書中「同一の敷地内にある他の」とあるのは「他の」と、別表第2第3項第5号中「60人」とあり、「40人」とあるのは「30人」と、「61人」とあるのは「31人」と、同項第6号中「前3号」とあるのは「別表第14第3項第2号イにおいて準用する前号および同表第1項第3号イ」と読み替えるものとする。

(3)および(4) 省略

(5) 別表第1第1項第5号(ウおよびエを除く。)、第6号エ(キ)から(ケ)まで、第7号(イ(エ)を除く。)、第8号、第9号エ、第10号および第12号から第16号(アに限る。)まで、別表第2第6項第1号から第4号(アを除く。)まで、第8項(第2号を除く。)、第9項第1号および第2号ならびに第10項から第12項(第1号に限る。)まで、別表第3第1項第7号イおよび第8号ア、別表第4第1項第4号エ、別表第5第6項第2号ア、別表第8第1項第4号エおよびオならびに第1項第2号、第4号(キを除く。)、第5号ア、第6号ア(アを除く。)、第7号、第8号(ウを除く。)および第9号(ウを除く。)

の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第14第3項第5号において準用する同表第1項第5号ア(ア)から(ウ)まで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに入居定員、受託居宅介護サービス事業者および受託居宅介護サービス事業所の名称および所在地、入居に当たっての留意事項ならびに非常災害対策を」と、同号イ(オ)中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、別表第2第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第3号中「業務を」とあるのは「業務および利用者が自立した社会生活を営むことができるようにするための指定生活介護事業所等との連絡調整を」と、同号アおよびイ中「心身」とあるのは「身体および精神」と、同項第4号イ中「の従業者」とあるのは「または受託居宅介護サービス事業所の従業者」と、「こと。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」とあるのは「こと」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第14第3項第5号」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第14第3項第5号において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第14第3項第5号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第14第3項第5号」と、同表第12項第1号イ中「もしくは特例介護給付費または

号(ウを除く。)

の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第14第3項第5号において準用する同表第1項第5号ア(ア)から(ウ)まで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに入居定員、受託居宅介護サービス事業者および受託居宅介護サービス事業所の名称および所在地、入居に当たっての留意事項ならびに非常災害対策を」と、同号イ(オ)中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、別表第2第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第3号中「業務を」とあるのは「業務および利用者が自立した社会生活を営むことができるようにするための指定生活介護事業所等との連絡調整を」と、同号アおよびイ中「心身」とあるのは「身体および精神」と、同項第4号イ中「の従業者」とあるのは「または受託居宅介護サービス事業所の従業者」と、「こと。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」とあるのは「こと」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第14第3項第5号」と、同号ウ中「第6項第5号」とあるのは「別表第14第3項第5号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第14第3項第5号」と、同表第12項第1号イ中「もしくは特例介護給付費または療養介護医療費」と

は療養介護医療費」とあるのは「または特例介護給付費」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の19第1項第12号」と、別表第4第1項第4号エ中「入所に」とあるのは「入居に」と、「入所の」とあるのは「入居の」と、「退所の」とあるのは「退居の」と、別表第5第6項第2号ア中「自立した日常生活または社会生活」とあるのは「地域において日常生活」と、「身体その他」とあるのは「身体および精神」と、別表第8第1項第4号エ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同号オ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る」と、前項第4号エ中「キ」とあるのは「第3項第5号」と、同項第6号ア中「イ」とあるのは「第3項第5号」と、同項第7号ウ中「の従業者」とあるのは「および受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

別表第15（第4条関係）

多機能型に関する特例

1 省略

2 従業者の員数等の特例

(1) 省略

(2) 多機能型事業所の利用定員の合計が20人未満である場合には、

あるのは「または特例介護給付費」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の19第1項第12号」と、別表第4第1項第4号エ中「入所に」とあるのは「入居に」と、「入所の」とあるのは「入居の」と、「退所の」とあるのは「退居の」と、別表第5第6項第2号ア中「自立した日常生活または社会生活」とあるのは「地域において日常生活」と、「身体その他」とあるのは「身体および精神」と、別表第8第1項第4号エ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同号オ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る」と、前項第4号エ中「キ」とあるのは「第3項第5号」と、同項第6号ア中「イ」とあるのは「第3項第5号」と、同項第7号ウ中「の従業者」とあるのは「および受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

別表第15（第4条関係）

多機能型に関する特例

1 省略

2 従業者の員数等の特例

(1) 省略

(2) 多機能型事業所の利用定員の合計が20人未満である場合には、

別表第2第3項第9号（別表第3第1項第3号ケ、別表第7第1項第2号ク、別表第8第1項第3号オ、別表第10第3項第3号および別表第11第1項第3号において準用する場合に限る。）別表第7第1項第2号キならびに別表第9第3項第5号（別表第11第1項第3号において準用する場合を含む。）および第6号の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置く従業者（医師およびサービス管理責任者を除く。）は、1人以上を常勤の者としてすることができる。

別表第16（第4条関係）

離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する特例

1 および2 省略

3 従業者

(1)～(6) 省略

(7) 前各号に定めるもののほか、特定基準該当障害福祉サービスの事業の従業者については、別表第1第1項第3号カからクまでの規定を準用する。

4 省略

5 別表第1第1項第4号（エならびにキ（キ）およびク）を除く。）第5号（ウからオまでを除く。）第7号（イ（イ）を除く。）第8号、第9号ウ、第10号および第12号から第16号（アに限る。）まで、別表第2第4項第1号、第6項（第4号オおよびカを除く。）第10項（第5号を除く。）および第11項ならびに別表第3第1項第2号の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。こ

別表第2第3項第9号（別表第3第1項第3号ケ、別表第7第1項第2号ク、別表第8第1項第3号オ、別表第10第3項第3号および別表第11第1項第3号において準用する場合に限る。）別表第7第1項第2号キおよび別表第9第3項第5号（別表第11第1項第3号において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置く従業者（医師およびサービス管理責任者を除く。）は、1人以上を常勤の者としてすることができる。

別表第16（第4条関係）

離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する特例

1 および2 省略

3 従業者

(1)～(6) 省略

(7) 前各号に定めるもののほか、特定基準該当障害福祉サービスの事業の従業者については、別表第1第1項第3号カからクまでの規定を準用する。

4 省略

5 別表第1第1項第4号（エならびにキ（キ）およびク）を除く。）第5号（ウからオまでを除く。）第6号エ（キ）から（ケ）まで、第7号（イ（イ）を除く。）第8号、第9号エ、第10号および第12号から第16号（アに限る。）まで、別表第2第4項第1号、第6項（第5号を除く。）第8項第1号、第9項（第3号および第4号を除く。）および第10項から第12項（第1号に限る。）までならびに別表第3第1項

の場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第14第5項において準用する第7号ア」と、同号カ中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費または特例訓練等給付費」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第14第6項から第8項までにおいて準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号ウ中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計とを」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、同項第12号ウ中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、別表第2第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「6月(特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練(機能訓練)に係る計画または特定基準該当自立訓練(生活訓練)に係る計画にあつては、3月)」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第14第5項」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第14第5項において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第14第5項において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第14第5項」と読み替えるものとする。

第2号、第6号および第7号(ウを除く。)の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第16第5項において準用する第7号ア」と、同号カ中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費または特例訓練等給付費」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第16第6項から第8項までにおいて準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号ウ中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計とを」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、同項第12号ウ中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、別表第2第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「6月(特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練(機能訓練)に係る計画または特定基準該当自立訓練(生活訓練)に係る計画にあつては、3月)」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第16第5項」と、同号ウ中「第6項第5号」とあるのは「別表第16第5項」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第16第5項において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第16第5項」と、同表第12項第1号イ中「介

6 別表第2第5項第1号(アを除く。)、第6項第4号オおよびカ、第7項(第5号を除く。)、第8項第1号、第9項(第3号を除く。)ならびに第12項第1号ならびに別表第3第1項第1号および第5号から第7号までの規定は、特定基準該当生活介護の事業について準用する。この場合において、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに食事の提供に要する費用および創作的活動に係る材料費」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第7項第1号および第2号中「病状および心身」とあるのは「心身」と、同項第1号中「看護および医学的管理の下における介護」とあるのは「介護」と、同表第12項第1号イ中「介護給付費もしくは特例介護給付費または療養介護医療費」とあるのは「特例介護給付費」と、別表第3第1項第1号中「生活介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と読み替えるものとする。

7 別表第2第5項第1号(アを除く。)、第6項第4号オおよびカ、第8項第1号、第9項(第3号を除く。)ならびに第12項第1号、別表第3第1項第6号および第7号ならびに別表第7第1項第1号、第3号(ウを除く。)および第4号イの規定は、特定基準該当自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要

護給付費もしくは特例介護給付費または療養介護医療費」とあるのは「特例介護給付費または特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。

6 別表第2第5項第1号(アを除く。)および第7項(第5号を除く。)ならびに別表第3第1項第1号および第5号の規定は、特定基準該当生活介護の事業について準用する。この場合において、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに食事の提供に要する費用および創作的活動に係る材料費」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第7項第1号および第2号中「病状および心身」とあるのは「心身」と、同項第1号中「看護および医学的管理の下における介護」とあるのは「介護」と、別表第3第1項第1号中「生活介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と読み替えるものとする。

7 別表第2第5項第1号(アを除く。)ならびに別表第7第1項第1号、第3号(ウを除く。)および第4号イの規定は、特定基準該当自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働

する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第12項第1号イ中「介護給付費もしくは特例介護給付費または療養介護医療費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、別表第7第1項第1号中「自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と読み替えるものとする。

8 別表第2第5項第1号イ、エおよびオ、第6項第4号オおよびカ、第8項第1号、第9項（第3号を除く。）ならびに第12項第1号、別表第3第1項第6号および第7号、別表第7第1項第3号（ウを除く。）および第4号イならびに別表第8第1項第1号ならびに第4号アおよびウの規定は、特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、別表第2第12項第1号イ中「介護給付費もしくは特例介護給付費または療養介護医療費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、別表第8第1項第1号中「自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。

9 別表第2第5項第1号（アを除く。）、第6項第4号オおよびカ、第8項第1号、第9項（第3号を除く。）ならびに第12項第1号、別表第3第1項第5号から第7号まで、別表第7第1項第3号（ウを除く。）、別表第9第4項および第5項（第4号を除く。）、別表第10第5項第2号および第4号ならびに別表第11第1項第1号および第2号アの規定は、特定基準該当就労継続支援B型の事業について準用す

大臣の定めるところによる」と、同表第12項第1号イ中「介護給付費もしくは特例介護給付費または療養介護医療費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、別表第7第1項第1号中「自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と読み替えるものとする。

8 別表第2第5項第1号イ、エおよびオ、別表第7第1項第3号（ウを除く。）および第4号イならびに別表第8第1項第1号ならびに第4号アおよびウの規定は、特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、別表第8第1項第1号中「自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。

9 別表第2第5項第1号（アを除く。）、別表第3第1項第5号、別表第7第1項第3号（ウを除く。）、別表第9第4項および第5項（第5号を除く。）、別表第10第5項第2号および第4号ならびに別表第11第1項第1号および第2号アの規定は、特定基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提

る。この場合において、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第12項第1号イ中「介護給付費もしくは特例介護給付費または療養介護医療費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、別表第9第4項第1号中「就労移行支援計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、別表第10第5項第2号中「雇用契約を締結している利用者」とあるのは「利用者」と、「賃金」とあるのは「利用者の工賃」と、別表第11第1項第1号中「就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、別表第9第4項第1号中「就労移行支援計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、別表第10第5項第2号中「雇用契約を締結している利用者」とあるのは「利用者」と、「賃金」とあるのは「利用者の工賃」と、別表第11第1項第1号中「就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第5条関係）

旧	新
<p>本則および付則 省略</p> <p>別表（第4条関係）</p> <p>1 および 2 省略</p> <p>3 従業者</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 就労移行支援を提供する場合</p> <p>ア～オ 省略</p> <p>カ <u>就労支援員およびサービス管理責任者のうち、それぞれ1人以上は、常勤の者とする。</u></p> <p>キ 省略</p> <p>(6) 就労継続支援B型を提供する場合</p> <p>ア 省略</p> <p>イ アに定めるもののほか、就労継続支援B型を提供する場合の従業者については、第2号カならびに前号イ、ウ、オおよびカの規定を準用する。この場合において、同号イ中「6（アただし書の場合にあっては、10）」とあるのは「10」と、同号カ中「<u>就労支援員およびサービス管理責任者</u>」とあるのは「<u>サービス管理責任</u></p>	<p>本則および付則</p> <p>別表（第4条関係）</p> <p>1 および 2 省略</p> <p>3 従業者</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 就労移行支援を提供する場合</p> <p>ア～オ 省略</p> <p>カ サービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者とするこ</p> <p>と。</p> <p>キ 省略</p> <p>(6) 就労継続支援B型を提供する場合</p> <p>ア 省略</p> <p>イ アに定めるもののほか、就労継続支援B型を提供する場合の従業者については、第2号カならびに前号イ、ウ、オおよびカの規定を準用する。この場合において、同号イ中「6（アただし書の場合にあっては、10）」とあるのは「10」と読み替えるものとする。</p>

<p>者」と読み替えるものとする。</p> <p>(7)～(15) 省略</p> <p>(新設)</p> <p>4 および 5 省略</p> <p>6 施設障害福祉サービス計画等</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) サービス管理責任者は、次に掲げるところにより、施設障害福祉サービス計画の作成等を行うこと。</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>オ 利用者への施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等による会議を開催し、施設障害福祉サービス計画の原案について、当該担当者等に対し意見を求めること。</p> <p>カ～サ 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 設置者は、次に掲げるところにより、施設障害福祉サービス計</p>	<p>(7)～(15) 省略</p> <p><u>(16) 設置者は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。</u></p> <p>4 および 5 省略</p> <p>6 施設障害福祉サービス計画等</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) サービス管理責任者は、次に掲げるところにより、施設障害福祉サービス計画の作成等を行うこと。</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>オ 利用者への施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等による会議を開催し、施設障害福祉サービス計画の原案について、当該担当者等に対し意見を求めること。<u>この場合において、当該会議の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を用いて行うことができる。</u></p> <p>カ～サ 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 設置者は、次に掲げるところにより、施設障害福祉サービス計</p>
---	---

画に基づき、施設障害福祉サービスを提供すること。

ア～カ 省略

(新設)

キ 省略

7～10 省略

11 求職活動の支援等の実施

(1)～(4) 省略

(新設)

(5) 省略

12および13 省略

14 運営規程の整備等

(1)～(4) 省略

(新設)

(5)および(6) 省略

15 人権への配慮等

(1) 省略

(2) 設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修の機会を確保すること。

(新設)

画に基づき、施設障害福祉サービスを提供すること。

ア～カ 省略

キ 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。

(ア) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

(イ) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(ウ) 従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

ク 省略

7～10 省略

11 求職活動の支援等の実施

(1)～(4) 省略

(5) 設置者は、就労移行支援または就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援（滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第8号）別表第12第1項に規定する指定就労定着支援をいう。）の利用を希望する場合には、前身に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられ

るよう、指定就労定着支援事業者（同項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。）との連絡調整を行うこと。

(6) 省略

12および13 省略

14 運営規程の整備等

(1)～(4) 省略

(5) 設置者は、前身に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同号の規定による掲示に代えることができる。

(6)および(7) 省略

15 人権への配慮等

(1) 省略

(2) 設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずること。

(3) 設置者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該指定障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

16 衛生管理

(1) 省略

(2) 設置者は、当該指定障害者支援施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。

(新設)

(新設)

(新設)

17 省略

18 非常災害対策

(1)～(4) 省略

イ 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

ウ アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

16 衛生管理

(1) 省略

(2) 設置者は、当該指定障害者支援施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該指定障害者支援施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業員に周知すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

イ 当該指定障害者支援施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する指針を整備すること。

ウ 従業員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練を定期的に行うこと。

17 省略

18 非常災害対策

(1)～(4) 省略

(5) 設置者は、非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めること。

(新設)

19 記録の整備

(1) 省略

(2) 設置者は、次に掲げる記録を整備し、施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存すること。

ア～ウ 省略

エ 第22項第2号の規定による事故の状況および当該事故に際して講じた措置の記録

オ 第23項第2号の規定による苦情の内容等の記録

(5) 設置者は、前号の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

19 業務継続計画の策定等

(1) 設置者は、感染症または非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、および非常の体制における早期の業務再開を図るための計画（以下この項において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。

(2) 施設長は、業務継続計画を従業員に周知すること。

(3) 施設長は、定期的に研修および訓練を行うこと。

(4) 設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

20 記録の整備

(1) 省略

(2) 設置者は、次に掲げる記録を整備し、施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存すること。

ア～ウ 省略

エ 第23項第2号の規定による事故の状況および当該事故に際して講じた措置の記録

オ 第24項第2号の規定による苦情の内容等の記録

カ 第24項第2号の規定による市町村への通知の記録  
20~24 省略

カ 第25項第2号の規定による市町村への通知の記録  
21~25 省略



滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第6条関係）

旧	新
<p>本則および付則 省略</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p>療養介護の事業の設備および運営に関する基準</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 職員</p> <p>(1)～(14) 省略</p> <p>(14) 療養介護事業者は、その職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。</p> <p>(新設)</p> <p>5および6 省略</p> <p>7 療養介護計画等</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) サービス管理責任者は、次に掲げるところにより、療養介護計画</p>	<p>本則および付則 省略</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p>療養介護の事業の設備および運営に関する基準</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 職員</p> <p>(1)～(14) 省略</p> <p>(14) 療養介護事業者は、その職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。</p> <p><u>(15) 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。</u></p> <p>5および6 省略</p> <p>7 療養介護計画等</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) サービス管理責任者は、次に掲げるところにより、療養介護計画</p>

の作成等を行うこと。

ア～エ 省略

オ 利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等による会議を開催し、療養介護計画の原案について、当該担当者等に対し意見を求めること。

カ～サ 省略

(3) 省略

(4) 療養介護事業者は、次に掲げるところにより、療養介護計画に基づき、療養介護を提供すること。

ア～カ 省略

(新設)

の作成等を行うこと。

ア～エ 省略

オ 利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等による会議を開催し、療養介護計画の原案について、当該担当者等に対し意見を求めること。この場合において、当該会議の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を用いて行うことができる。

カ～サ 省略

(3) 省略

(4) 療養介護事業者は、次に掲げるところにより、療養介護計画に基づき、療養介護を提供すること。

ア～カ 省略

キ 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。

(ア) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

(イ) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(ウ) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

キ 省略

8～10 省略

11 人権への配慮等

- (1) 療養介護事業者は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って療養介護を提供するよう努めること。
- (2) 療養介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の機会を確保すること。

(新設)

12 衛生管理等

(1) 省略

- (2) 療養介護事業者は、当該療養介護事業所において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう

ク 省略

8～10 省略

11 人権への配慮等

- (1) 療養介護事業者は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って療養介護を提供するよう努めること。
- (2) 療養介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずること。

- (3) 療養介護事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

イ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。  
ウ アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

12 衛生管理等

(1) 省略

- (2) 療養介護事業者は、当該療養介護事業所において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講ず

努めること。

(新設)

(新設)

(新設)

(3)および(4) 省略

13 非常災害対策

(1)～(4) 省略

- (2) 療養介護事業者は、非常災害の発生の際の関係機関への通報および連絡の体制を整備すること。

(3) 療養介護事業者は、第1号の計画ならびに前号の通報および連絡の体制を定期的に職員に周知すること。

(4) 療養介護事業者は、定期的に避難および消火に関する訓練を行うこと。

- (5) 療養介護事業者は、非常災害等の発生の際にその事業を継続できるように、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築す

ること。

ア 当該療養介護事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を職員に周知すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

イ 当該療養介護事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する指針を整備すること。

ウ 職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練を定期的に行うこと。

(3) および(4) 省略

13 非常災害対策

(1)～(4) 省略

- (2) 療養介護事業者は、非常災害の発生の際の関係機関への通報および連絡の体制を整備すること。

(3) 療養介護事業者は、第1号の計画ならびに前号の通報および連絡の体制を定期的に職員に周知すること。

(4) 療養介護事業者は、定期的に避難および消火に関する訓練を行うこと。

- (5) 療養介護事業者は、前号の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

るよう努めること。

(新設)

#### 14 記録の整備

(1) 省略

(2) 療養介護事業者は、次に掲げる記録を整備し、療養介護を提供した日から5年間保存すること。

アおよびイ 省略

ウ 第16項第2号の規定による事故の状況および当該事故に際して講じた措置の記録

エ 第17項第2号の規定による苦情の内容等の記録

15～18 省略

別表第2 (第4条関係)

#### 14 業務継続計画の策定等

(1) 療養介護事業者は、感染症または非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この項において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。

(2) 療養介護事業者は、業務継続計画を職員に周知すること。

(3) 療養介護事業者は、定期的に研修および訓練を行うこと。

(4) 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

#### 15 記録の整備

(1) 省略

(2) 療養介護事業者は、次に掲げる記録を整備し、療養介護を提供した日から5年間保存すること。

アおよびイ 省略

ウ 第17項第2号の規定による事故の状況および当該事故に際して講じた措置の記録

エ 第18項第2号の規定による苦情の内容等の記録

16～19 省略

別表第2 (第4条関係)

#### 生活介護の事業の設備および運営に関する基準

1～3 省略

#### 4 職員

(1)～(8) 省略

(9) 前各号に定めるもののほか、生活介護の事業の職員については、別表第1第4項第2号、第6号から第10号までおよび第12号から第14号までの規定を準用する。この場合において、同項第7号中「前3号」とあるのは「別表第2第4項第4号および同項第9号において準用する前号」と、同項第9号中「生活支援員およびサービス管理責任者」とあるのは「職員（管理者を除く。）」と読み替えるものとする。

#### 5 利用等

(1) 省略

(2) 前号に定めるもののほか、生活介護の事業の利用等については、別表第1第5項各号の規定を準用する。

#### 6 省略

#### 7 生産活動等

(1)～(3) 省略

(新設)

#### 生活介護の事業の設備および運営に関する基準

1～3 省略

#### 4 職員

(1)～(8) 省略

(9) 前各号に定めるもののほか、生活介護の事業の職員については、別表第1第4項第2号、第6号から第10号までおよび第12号から第15号までの規定を準用する。この場合において、同項第7号中「前3号」とあるのは「別表第2第4項第4号および同項第9号において準用する前号」と、同項第9号中「生活支援員およびサービス管理責任者」とあるのは「職員（管理者を除く。）」と読み替えるものとする。

#### 5 利用等

(1) 省略

(2) 前号に定めるもののほか、生活介護の事業の利用等については、別表第1第5項の規定を準用する。

#### 6 省略

#### 7 生産活動等

(1)～(3) 省略

(4) 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定数支援（滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備お

8および9 省略

10 連携等

(1) 省略

(2) 前号に定めるもののほか、生活介護の事業の連携等については、別表第1第18項の規定を準用する。

11 別表第1第6項、第7項、第9項第1号、第10項、第11項および第13項から第17項までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、同表第7項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同表第10項第2号中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスを提供する日および時間ならびに通常の事業の実施地域を」と、同表第14項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同号イ中「第7項第4号カ」とあるのは「別表第2第11項において準用する第7項第4号カ」と、同号ウ中「第16項第2号」とあるのは「別表第2第11項において準用する第16項第2号」と、同号エ中「第17項第2号」とあるのは「別表第2第11項において準用する第17項第2号」と読み替えるものとする。

よび運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第8号）別表第12第1項に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前号に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めること。

8および9 省略

10 連携等

(1) 省略

(2) 前号に定めるもののほか、生活介護の事業の連携等については、別表第1第19項の規定を準用する。

11 別表第1第6項、第7項、第9項第1号、第10項、第11項および第13項から第18項までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、同表第7項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同表第10項第2号中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスを提供する日および時間ならびに通常の事業の実施地域を」と、同表第16項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同号イ中「第7項第4号カ」とあるのは「別表第2第11項において準用する第7項第4号カ」と、同号ウ中「第17項第2号」とあるのは「別表第2第11項において準用する第17項第2号」と、同号エ中「第18項第2号」とあるのは「別表第2第11項において準用する第18項第2号」と読み替えるものとする。

### 別表第3（第4条関係）

自立訓練（機能訓練）の事業の設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1)～(6) 省略

(7) 前各号に定めるもののほか、自立訓練（機能訓練）の事業の職員については、別表第1第4項第2号、第6号から第8号まで、第10号および第12号から第14号までならびに別表第2第4項第5号、第7号および第8号の規定を準用する。この場合において、別表第1第4項第7号中「前3号」とあるのは「別表第3第2項第2号および同項第7号において準用する前号」と、別表第2第4項第5号中「数は、生活介護の単位ごとに」とあるのは「数は」と読み替えるものとする。

3および4 省略

5 別表第1第3項（第2号を除く。）、第5項から第7項まで、第9項第1号、第10項から第12項（第4号を除く。）までおよび第13項から第18項までならびに別表第2第2項（第3号を除く。）、第3項（第4号を除く。）、第5項第1号、第7項第3号、第8項、第9項（第3号を除く。）および第10項第1号の規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、別表第1第7項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「3月」と、同表第10項第

### 別表第3（第4条関係）

自立訓練（機能訓練）の事業の設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1)～(6) 省略

(7) 前各号に定めるもののほか、自立訓練（機能訓練）の事業の職員については、別表第1第4項第2号、第6号から第8号まで、第10号および第12号から第15号までならびに別表第2第4項第5号、第7号および第8号の規定を準用する。この場合において、別表第1第4項第7号中「前3号」とあるのは「別表第3第2項第2号および同項第7号において準用する前号」と、別表第2第4項第5号中「数は、生活介護の単位ごとに」とあるのは「数は」と読み替えるものとする。

3および4 省略

5 別表第1第3項（第2号を除く。）、第5項から第7項まで、第9項第1号、第10項から第12項（第4号を除く。）までおよび第13項から第19項までならびに別表第2第2項（第3号を除く。）、第3項（第4号を除く。）、第5項第1号、第7項第3号および第4号、第8項、第9項（第3号を除く。）ならびに第10項第1号の規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、別表第1第7項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「3月」と、同

2号中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスを提供する日および時間ならびに通常の事業の実施地域を」と、同表第12項第3号中「他の専門の医療機関」とあるのは「医療機関」と、同表第14項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同号イ中「第7項第4号カ」とあるのは「別表第3第5項において準用する第7項第4号カ」と、同号ウ中「第16項第2号」とあるのは「別表第3第5項において準用する第16項第2号」と、同号エ中「第17項第2号」とあるのは「別表第3第5項において準用する第17項第2号」と読み替えるものとする。

別表第4（第4条関係）

自立訓練（生活訓練）の事業の設備および運営に関する基準

1～3 省略

4 職員

(1)～(5) 省略

(6) 前各号に定めるもののほか、自立訓練（生活訓練）の事業の職員については、別表第1第4項第2号、第6号から第8号までおよび第12号から第14号まで、別表第2第4項第7号および第8号ならびに別表第3第2項第4号および第5号の規定を準用する。この場合において、別表第1第4項第7号中「前3号」とあるのは、「別表第4第4項第2号および同項第6号において準用する前号」と読み替えるものとする。

5 別表第1第5項から第7項まで、第9項第1号、第10項から第12

表第10項第2号中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスを提供する日および時間ならびに通常の事業の実施地域を」と、同表第12項第3号中「他の専門の医療機関」とあるのは「医療機関」と、同表第15項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同号イ中「第7項第4号カ」とあるのは「別表第3第5項において準用する第7項第4号カ」と、同号ウ中「第17項第2号」とあるのは「別表第3第5項において準用する第17項第2号」と、同号エ中「第18項第2号」とあるのは「別表第3第5項において準用する第18項第2号」と読み替えるものとする。

別表第4（第4条関係）

自立訓練（生活訓練）の事業の設備および運営に関する基準

1～3 省略

4 職員

(1)～(5) 省略

(6) 前各号に定めるもののほか、自立訓練（生活訓練）の事業の職員については、別表第1第4項第2号、第6号から第8号までおよび第12号から第15号まで、別表第2第4項第7号および第8号ならびに別表第3第2項第4号および第5号の規定を準用する。この場合において、別表第1第4項第7号中「前3号」とあるのは、「別表第4第4項第2号および同項第6号において準用する前号」と読み替えるものとする。

5 別表第1第5項から第7項まで、第9項第1号、第10項から第12

項（第4号を除く。）までおよび第13項から第18項まで、別表第2第2項第2号、第5項第1号、第7項第3号、第8項、第9項（第3号を除く。）および 第10項第1号ならびに別表第3第3項および第4項の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、別表第1第7項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「3月」と、同表第10項第2号中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスを提供する日および時間ならびに通常の事業の実施地域を」と、同表第12項第3号中「他の専門の医療機関」とあるのは「医療機関」と、同表第14項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同号イ中「第7項第4号カ」とあるのは「別表第4第5項において準用する第7項第4号カ」と、同号ウ中「第16項第2号」とあるのは「別表第4第5項において準用する第16項第2号」と、同号エ中「第17項第2号」とあるのは「別表第4第5項において準用する第17項第2号」と、別表第2第2項第2号中「6人」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）にあつては6人以上、宿泊型自立訓練にあつては10人」と読み替えるものとする。

別表第5（第4条関係）

就労移行支援の事業の設備および運営に関する基準

1および2 省略

項（第4号を除く。）までおよび第13項から第19項まで、別表第2第2項第2号、第5項第1号、第7項第3号および第4号、第8項、第9項（第3号を除く。）ならびに第10項第1号ならびに別表第3第3項および第4項の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、別表第1第7項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「3月」と、同表第10項第2号中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスを提供する日および時間ならびに通常の事業の実施地域を」と、同表第12項第3号中「他の専門の医療機関」とあるのは「医療機関」と、同表第15項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同号イ中「第7項第4号カ」とあるのは「別表第4第5項において準用する第7項第4号カ」と、同号ウ中「第17項第2号」とあるのは「別表第4第5項において準用する第17項第2号」と、同号エ中「第18項第2号」とあるのは「別表第4第5項において準用する第18項第2号」と、別表第2第2項第2号中「6人」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）にあつては6人以上、宿泊型自立訓練にあつては10人」と読み替えるものとする。

別表第5（第4条関係）

就労移行支援の事業の設備および運営に関する基準

1および2 省略

3 職員

(1)～(5) 省略 就労移行支援事業者は、就労移行支援事業所ごとに、就労移行支援事業所の管理者、職業指導員、生活支援員、就労支援員およびサービス管理責任者を置くこと。ただし、認定就労移行支援事業所にあつては、就労支援員を置くことを要しない。

(6) 就労支援員およびサービス管理責任者のうち、それぞれ1人以上は、常勤の者とする。

(7) 前各号に定めるもののほか、就労移行支援の事業の職員については、別表第1第4項第2号、第6号から第8号までおよび第12号から第14号まで、別表第2第4項第8号および第9号ならびに別表第3第2項第5号の規定を準用する。この場合において、別表第1第4項第7号中「前3号」とあるのは、「別表第5第3項第2号および同項第7号において準用する前号」と読み替えるものとする。

4 省略

5 求職活動の支援等の実施

(1)～(3) 省略

(新設)

(4) 省略

6 別表第1第3項(第2号を除く。)、第5項から第7項まで、第9項

3 職員

(1)～(5) 省略

(6) サービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者とする。

(7) 前各号に定めるもののほか、就労移行支援の事業の職員については、別表第1第4項第2号、第6号から第8号までおよび第12号から第15号まで、別表第2第4項第8号および第9号ならびに別表第3第2項第5号の規定を準用する。この場合において、別表第1第4項第7号中「前3号」とあるのは、「別表第5第3項第2号および同項第7号において準用する前号」と読み替えるものとする。

4 省略

5 求職活動の支援等の実施

(1)～(3) 省略

(4) 就労移行支援事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前号に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行うこと。

(5) 省略

6 別表第1第3項(第2号を除く。)、第5項から第7項まで、第9項

第1号、第10項から第12項(第4号を除く。)までおよび第13項から第18項まで、別表第2第2項(第3号を除く。)、第3項、第5項第1号、第7項から第9項(第3号を除く。)までおよび第10項第1号ならびに別表第3第3項の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、別表第1第7項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「6月」とあるのは「3月」と、同表第10項第2号中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスを提供する日および時間ならびに通常の事業の実施地域を」と、同表第12項第3号中「他の専門の医療機関」とあるのは「医療機関」と、同表第14項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同号イ中「第7項第4号カ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第7項第4号カ」と、同号ウ中「第16項第2号」とあるのは「別表第5第6項において準用する第16項第2号」と、同号エ中「第17項第2号」とあるのは「別表第5第6項において準用する第17項第2号」と、別表第2第2項第1号中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く。)」と読み替えるものとする。

別表第6(第4条関係)

就労継続支援A型の事業の設備および運営に関する基準

1～4 省略

5 職員

(1)および(2) 省略

第1号、第10項から第12項(第4号を除く。)までおよび第13項から第19項まで、別表第2第2項(第3号を除く。)、第3項、第5項第1号、第7項(第3号および第4号を除く。)から第9項(第3号を除く。)までおよび第10項第1号ならびに別表第3第3項の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、別表第1第7項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「6月」とあるのは「3月」と、同表第10項第2号中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスを提供する日および時間ならびに通常の事業の実施地域を」と、同表第12項第3号中「他の専門の医療機関」とあるのは「医療機関」と、同表第16項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同号イ中「第7項第4号カ」とあるのは「別表第5第6項において準用する第7項第4号カ」と、同号ウ中「第17項第2号」とあるのは「別表第5第6項において準用する第17項第2号」と、同号エ中「第18項第2号」とあるのは「別表第5第6項において準用する第18項第2号」と、別表第2第2項第1号中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く。)」と読み替えるものとする。

別表第6(第4条関係)

就労継続支援A型の事業の設備および運営に関する基準

1～4 省略

5 職員

(1)および(2) 省略

(3) 前2号に定めるもののほか、就労継続支援A型の事業の職員については、別表第1第4項第2号、第6号から第10号までおよび第12号から第14号まで、別表第2第4項第7号および第8号、別表第3第2項第5号ならびに別表第5第3項第3号および第5号の規定を準用する。この場合において、別表第1第4項第7号中「前3号」とあるのは「別表第6第5項第2号および同項第3号において準用する前号」と、同項第10号中「生活支援員およびサービス管理責任者」とあるのは「サービス管理責任者」と、別表第2第4項第8号中「もしくは同法」とあるのは「同法」と、「者または」とあるのは「者もしくは企業を経営した経験を有する者または」と読み替えるものとする。

6～8 省略

(新設)

9 別表第1第3項(第2号を除く。)、第5項から第7項まで、第9項第1号、第10項から第12項(第4号を除く。)までおよび第13項から第18項まで、別表第2第5項第1号、第8項、第9項(第3号を除く。)および第10項第1号、別表第3第3項ならびに別表第5第4項

(3) 前2号に定めるもののほか、就労継続支援A型の事業の職員については、別表第1第4項第2号、第6号から第10号までおよび第12号から第15号まで、別表第2第4項第7号および第8号、別表第3第2項第5号ならびに別表第5第3項第3号および第5号の規定を準用する。この場合において、別表第1第4項第7号中「前3号」とあるのは「別表第6第5項第2号および同項第3号において準用する前号」と、同項第10号中「生活支援員およびサービス管理責任者」とあるのは「サービス管理責任者」と、別表第2第4項第8号中「もしくは同法」とあるのは「同法」と、「者または」とあるのは「者もしくは企業を経営した経験を有する者または」と読み替えるものとする。

6～8 省略

9 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の適切な方法により公表すること。

10 別表第1第3項(第2号を除く。)、第5項から第7項まで、第9項第1号、第10項から第12項(第4号を除く。)までおよび第13項から第19項まで、別表第2第5項第1号、第8項、第9項(第3号を除く。)および第10項第1号、別表第3第3項ならびに別表第5第4項

および第5項(第4号を除く。)の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、別表第1第7項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同表第10項第2号中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスを提供する日および時間、通常の事業の実施地域ならびに利用者の賃金および工賃ならびに労働時間および作業時間を」と、同表第12項第3号中「他の専門の医療機関」とあるのは「医療機関」と、同表第14項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同号イ中「第7項第4号カ」とあるのは「別表第6第9項において準用する第7項第4号カ」と、同号ウ中「第16項第2号」とあるのは「別表第6第9項において準用する第16項第2号」と、同号エ中「第17項第2号」とあるのは「別表第6第9項において準用する第17項第2号」と、別表第5第4項第1号中「第6項」とあるのは「別表第6第9項」と、「就労移行支援計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、「受入先を確保すること」とあるのは「受入先の確保に努めること」と、同表第5項第1号中「を支援する」とあるのは「の支援に努める」と読み替えるものとする。

別表第7(第4条関係)

就労継続支援B型の事業の設備および運営に関する基準

1および2 省略

3 別表第1第3項(第2号を除く。)、第4項第2号、第6号から第10号までおよび第12号から第14号まで、第5項から第7項(第4号ウ

および第5項(第5号を除く。)の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、別表第1第7項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同表第10項第2号中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスを提供する日および時間、通常の事業の実施地域ならびに利用者の賃金および工賃ならびに労働時間および作業時間を」と、同表第12項第3号中「他の専門の医療機関」とあるのは「医療機関」と、同表第16項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同号イ中「第7項第4号カ」とあるのは「別表第6第10項において準用する第7項第4号カ」と、同号ウ中「第17項第2号」とあるのは「別表第6第10項において準用する第17項第2号」と、同号エ中「第18項第2号」とあるのは「別表第6第10項において準用する第18項第2号」と、別表第5第4項第1号中「第6項」とあるのは「別表第6第10項」と、「就労移行支援計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、「受入先を確保すること」とあるのは「受入先の確保に努めること」と、同表第5項第1号中「を支援する」とあるのは「の支援に努める」と読み替えるものとする。

別表第7(第4条関係)

就労継続支援B型の事業の設備および運営に関する基準

1および2 省略

3 別表第1第3項(第2号を除く。)、第4項第2号、第6号から第10号までおよび第12号から第15号まで、第5項から第7項(第4号ウ

を除く。)まで、第9項第1号、第10項から第12項(第4号を除く。)までならびに第13項から第18項まで、別表第2第2項第1号、第3項第1号から第3号まで、第4項第7号および第8号、第5項第1号、第8項、第9項(第3号を除く。)ならびに第10項第1号、別表第3第2項第5号および第3項、別表第5第3項第3号および第5号、第4項ならびに第5項ならびに別表第6第3項第4号、第4項第1号および第5項(第3号を除く。)の規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、別表第1第4項第7号中「前3号」とあるのは「別表第7第3項において準用する前号および別表第6第5項第2号」と、同項第10号中「生活支援員およびサービス管理責任者」とあるのは「サービス管理責任者」と、同表第7項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同表第10項第2号中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスを提供する日および時間ならびに通常の事業の実施地域を」と、同表第12項第3号中「他の専門の医療機関」とあるのは「医療機関」と、同表第14項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同号イ中「第7項第4号カ」とあるのは「別表第7第3項において準用する第7項第4号カ」と、同号ウ中「第16項第2号」とあるのは「別表第7第3項において準用する第16項第2号」と、同号エ中「第17項第2号」とあるのは「別表第7第3項において準用する第17項第2号」と、別表第2第4項第8号中「もしくは同法」とあるのは「、同法」と、「者または」とあるのは「者もしくは企業を営んだ経験を有する者または」と、別表第5第4項第1号

を除く。)まで、第9項第1号、第10項から第12項(第4号を除く。)までならびに第13項から第19項まで、別表第2第2項第1号、第3項第1号から第3号まで、第4項第7号および第8号、第5項第1号、第8項、第9項(第3号を除く。)ならびに第10項第1号、別表第3第2項第5号および第3項、別表第5第3項第3号および第5号、第4項ならびに第5項(第5号を除く。)ならびに別表第6第3項第4号、第4項第1号および第5項(第3号を除く。)の規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、別表第1第4項第7号中「前3号」とあるのは「別表第7第3項において準用する前号および別表第6第5項第2号」と、同項第10号中「生活支援員およびサービス管理責任者」とあるのは「サービス管理責任者」と、同表第7項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同表第10項第2号中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスを提供する日および時間ならびに通常の事業の実施地域を」と、同表第12項第3号中「他の専門の医療機関」とあるのは「医療機関」と、同表第15項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同号イ中「第7項第4号カ」とあるのは「別表第7第3項において準用する第7項第4号カ」と、同号ウ中「第17項第2号」とあるのは「別表第7第3項において準用する第17項第2号」と、同号エ中「第18項第2号」とあるのは「別表第7第3項において準用する第18項第2号」と、別表第2第4項第8号中「もしくは同法」とあるのは「、同法」と、「者または」とあるのは「者もしくは企業を営んだ経験を有する者または」と、別表第

中「第6項」とあるのは「別表第7第3項」と、「就労移行支援計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、「受入先を確保すること」とあるのは「受入先の確保に努めること」と、同表第5項第1号中「を支援する」とあるのは「の支援に努める」と読み替えるものとする。

別表第8 省略

5第4項第1号中「第6項」とあるのは「別表第7第3項」と、「就労移行支援計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、「受入先を確保すること」とあるのは「受入先の確保に努めること」と、同表第5項第1号中「を支援する」とあるのは「の支援に努める」と読み替えるものとする。

別表第8 省略



滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第7条関係）

旧	新
<p>本則および付則 省略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 職員</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>5 サービスの提供</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>6～8 省略</p> <p>9 人権への配慮等</p>	<p>本則および付則 省略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 職員</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p><u>(5) 設置者は、サービスを適切に提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めること。</u></p> <p><u>(6) 設置者は、その職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。</u></p> <p><u>(7) 設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。</u></p> <p>5 サービスの提供</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(2) 設置者は、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供すること。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>6～8 省略</p> <p>9 人権への配慮等</p>

(1) 設置者は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供すること。

(2) 設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の機会を確保すること。

(新設)

10 衛生管理

(1) 設置者は、利用者の使用する設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずること。

(2) 設置者は、当該地域活動支援センターにおいて感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。

(新設)

(新設)

(新設)

(1) 設置者は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供すること。

(2) 設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずること。

(3) 設置者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を用いて行うことができる。

イ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

ウ アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

10 衛生管理

(1) 設置者は、利用者の使用する設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずること。

(2) 設置者は、当該地域活動支援センターにおいて感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該地域活動支援センターにおける感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を職員に周知すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

イ 当該地域活動支援センターにおける感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する指針を整備すること。

ウ 職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する

11 非常災害対策

(1)～(4) 省略

(6) 設置者は、非常災害等の発生の際にその事業を継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めること。

(新設)

12 記録の整備

(1) 省略

(2) 設置者は、次に掲げる記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存すること。

ア 第5項第2号の規定によるサービスの提供の記録

イ 第14項第2号の規定による事故の状況および当該事故に際して講じた措置の記録

ウ 第15項第2号の規定による苦情の内容等の記録

13～16 省略

研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練を定期的に行うこと。

11 非常災害対策

(1)～(4) 省略

(6) 設置者は、前号の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

12 業務継続計画の策定等

(1) 設置者は、感染症または非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この項において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。

(2) 施設長は、業務継続計画を職員に周知すること。

(3) 施設長は、定期的に研修および訓練を行うこと。

(4) 設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

13 記録の整備

(1) 省略

(2) 設置者は、次に掲げる記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存すること。

ア 第5項第3号の規定によるサービスの提供の記録

イ 第16項第2号の規定による事故の状況および当該事故に際して講じた措置の記録

ウ 第18項第2号の規定による苦情の内容等の記録

14～17 省略

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第8条関係）

旧	新
<p>本則および付則 省略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 職員</p> <p>(1)および(2) 省略</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>5 サービスの提供</p> <p>(1) 設置者は、利用定員を超えて福祉ホームを利用させないこと。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 設置者は、サービスを提供したときは、その都度、当該サービスを提供した日、その内容その他必要な事項を記録すること。</p>	<p>本則および付則 省略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 職員</p> <p>(1)および(2) 省略</p> <p><u>(3) 設置者は、サービスを適切に提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めること。</u></p> <p><u>(4) 設置者は、その職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。</u></p> <p><u>(5) 設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。</u></p> <p>5 サービスの提供</p> <p>(1) 設置者は、利用定員を超えて福祉ホームを利用させないこと。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p><u>(2) 設置者は、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供すること。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</u></p> <p>(3) 設置者は、サービスを提供したときは、その都度、当該サービスを提供した日、その内容その他必要な事項を記録すること。</p>
<p>6および7 省略</p> <p>8 人権への配慮等</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の機会を確保すること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>9 衛生管理</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 設置者は、当該福祉ホームにおいて感染症が発生し、またはまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めること。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>6および7 省略</p> <p>8 人権への配慮等</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずること。</u></p> <p><u>(3) 設置者は虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p><u>ア 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を用いて行うことができる。</u></p> <p><u>イ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>ウ アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>9 衛生管理</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 設置者は、当該福祉ホームにおいて感染症が発生し、またはまん延しないように、<u>次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p><u>ア 当該福祉ホームにおける感染症の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を職員に周知すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。</u></p> <p><u>イ 当該福祉ホームにおける感染症の予防およびまん延の防止に関する指針を整備すること。</u></p>

10 非常災害対策

(1)～(4) 省略

(5) 設置者は、非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めること。

(新設)

11 記録の整備

(1) 省略

(2) 設置者は、次に掲げる記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存すること。

ア 第5項第2号の規定によるサービスの提供の記録

イ 第13項第2号の規定による事故の状況および当該事故に際して講じた措置の記録

ウ 第14項第2号の規定による苦情の内容等の記録

12～16 省略

ウ 職員に対する研修および訓練を定期的に行うこと。

10 非常災害対策

(1)～(4) 省略

(5) 設置者は、前号の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携を努めること。

11 業務継続計画の策定等

(1) 設置者は、感染症または非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この項において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。

(2) 施設長は、業務継続計画を職員に周知すること。

(3) 施設長は、定期的に研修および訓練を行うこと。

(4) 設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

12 記録の整備

(1) 省略

(2) 設置者は、次に掲げる記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存すること。

ア 第5項第3号の規定によるサービスの提供の記録

イ 第14項第2号の規定による事故の状況および当該事故に際して講じた措置の記録

ウ 第16項第2号の規定による苦情の内容等の記録

13～16 秘密保持

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表  
(第9条関係)

旧	新
<p>本則および付則 省略 別表 (第3条関係) 1～3 省略 4 職員 (1)～(6) 省略 (6) 就労移行支援を提供する場合 ア～オ 省略 カ 就労支援員およびサービス管理責任者のうち、<u>それぞれ1人以上は、常勤の者とする</u>こと。 キ 省略 (7) 就労継続支援B型を提供する場合 ア 省略 イ アに定めるもののほか、就労継続支援B型を提供する場合の職員については、第3号カならびに前号イ、ウ、オおよびカの規定を準用する。この場合において、同号イ中「6 (アただし書の場合にあつては、10)」とあるのは「10」と、<u>同号カ中「就労支援員およびサービス管理責任者」とあるのは「サービス管理責任</u></p>	<p>本則および付則 省略 別表 (第3条関係) 1～3 省略 4 職員 (1)～(6) 省略 (6) 就労移行支援を提供する場合 ア～オ 省略 カ サービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者とすること。 キ 省略 (7) 就労継続支援B型を提供する場合 ア 省略 イ アに定めるもののほか、就労継続支援B型を提供する場合の職員については、第3号カならびに前号イ、ウ、オおよびカの規定を準用する。この場合において、同号イ中「6 (アただし書の場合にあつては、10)」とあるのは「10」と読み替えるものとする。</p>

<p><u>者」と読み替えるものとする。</u> (8)～(17) 省略 (新設)</p> <p>5および6 省略 7 施設障害福祉サービス計画等 (1) 省略 (2) サービス管理責任者は、次に掲げるところにより、施設障害福祉サービス計画の作成等を行うこと。 ア～エ 省略 オ 利用者への施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等による会議を開催し、施設障害福祉サービス計画の原案について、当該担当者等に対し意見を求めること。</p> <p>カ～サ 省略 (3) 省略 (4) 設置者は、次に掲げるところにより、施設障害福祉サービス計</p>	<p>(8)～(17) 省略 (18) <u>設置者は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。</u></p> <p>5および6 省略 7 施設障害福祉サービス計画等 (1) 省略 (2) サービス管理責任者は、次に掲げるところにより、施設障害福祉サービス計画の作成等を行うこと。 ア～エ 省略 オ 利用者への施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等による会議を開催し、施設障害福祉サービス計画の原案について、当該担当者等に対し意見を求めること。<u>この場合において、当該会議の開催は、テレビ電話装置その他の情報通信機器 (以下「テレビ電話装置等」という。) を用いて行うことができる。</u></p> <p>カ～サ 省略 (3) 省略 (4) 設置者は、次に掲げるところにより、施設障害福祉サービス計</p>
---	--

面に基づき、施設障害福祉サービスを提供すること。

ア～カ 省略

(新設)

キ 省略

8～11 省略

12 求職活動の支援等の実施

(1)～(4) 省略

(新設)

面に基づき、施設障害福祉サービスを提供すること。

ア～カ 省略

キ 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。

(ア) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

(イ) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(ウ) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的  
に実施すること。

ク 省略

8～11 省略

12 求職活動の支援等の実施

(1)～(4) 省略

(6) 設置者は、就労移行支援または就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援（滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第8号）別表第12第1項に規定する指定就労定着支援をいう。）の利用を希望する場合には、前号に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられ

(6) 省略

13～15 省略

16 人権への配慮等

(1) 設置者は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って施設障害福祉サービスを提供するよう努めること。

(2) 設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の機会を確保すること。

(新設)

17 衛生管理

るよう、指定就労定着支援事業者（同項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。）との連絡調整を行うこと。

(6) 省略

13～15 省略

16 人権への配慮等

(1) 設置者は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って施設障害福祉サービスを提供するよう努めること。

(2) 設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずること。

(3) 設置者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

イ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的  
に実施すること。

ウ アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く  
こと。

17 衛生管理

(1) 省略

(2) 設置者は、当該障害者支援施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。

(新設)

(新設)

(新設)

18 省略

19 非常災害対策

(1)～(4) 省略

(5) 設置者は、非常災害等の発生の際にその事業が継続できるように、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めること。

(新設)

20 記録の整備

(1) 省略

(2) 設置者は、次に掲げる記録を整備し、施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存すること。

アおよびイ 省略

ウ 第22項第2号の規定による事故の状況および当該事故に際して講じた措置の記録

エ 第23項第2号の規定による苦情の内容等の記録

21～24 省略

(1) 省略

(2) 設置者は、当該障害者支援施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

ア 当該障害者支援施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を職員に周知すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

イ 当該障害者支援施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する指針を整備すること。

ウ 職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練を定期的に行うこと。

18 省略

19 非常災害対策

(1)～(4) 省略

(5) 設置者は、前号の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

20 業務継続計画の策定等

(1) 設置者は、感染症または非常災害の発生時において、利用者

に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この項において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。

(2) 施設長は、業務継続計画を職員に周知すること。

(3) 施設長は、定期的に研修および訓練を行うこと。

(4) 設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

21 記録の整備

(1) 省略

(2) 設置者は、次に掲げる記録を整備し、施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存すること。

アおよびイ 省略

ウ 第23項第2号の規定による事故の状況および当該事故に際して講じた措置の記録

エ 第24項第2号の規定による苦情の内容等の記録

22～25 省略

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成30年滋賀県条例第24号）新旧対照表（第10条関係）

旧	新
<p>付 則</p> <p>1 省略 (経過措置)</p> <p>2および3 省略</p> <p>4 この条例の施行の際現に児童福祉法第24条の2第1項の指定を受けている指定福祉型障害児入所施設（同項に規定する指定障害児入所施設のうち同法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設であるものをいう。）については、第2条の規定による改正後の滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例別表第1第1項および第2項の規定にかかわらず、<u>平成33年3月31日</u>までの間は、なお従前の例による。</p>	<p>付 則</p> <p>1 省略 (経過措置)</p> <p>2および3 省略</p> <p>4 この条例の施行の際現に児童福祉法第24条の2第1項の指定を受けている指定福祉型障害児入所施設（同項に規定する指定障害児入所施設のうち同法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設であるものをいう。）については、第2条の規定による改正後の滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例別表第1第1項および第2項の規定にかかわらず、<u>令和4年3月31日</u>までの間は、なお従前の例による。</p>



滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成30年滋賀県条例第3号）新旧対照表（第11条関係）

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 この条例の施行の際現に指定を受けている第2条の規定による改正前の滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例別表第2項第4号および第3項第10号に規定する指定障害者支援施設については、同条による改正後の滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例別表第2項および第3項の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p>	<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 この条例の施行の際現に指定を受けている第2条の規定による改正前の滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例別表第2項第4号および第3項第10号に規定する指定障害者支援施設については、同条による改正後の滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例別表第2項および第3項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p>